

【機関等名】

北方領土問題対策協会

【所在地等】

郵便番号 102-0094

所在地 千代田区紀尾井町6-26-3 上智紀尾井坂ビル

T E L 03-3263-7691

F A X 03-3263-7693

U R L <http://www.hoppou.go.jp/top.htm>

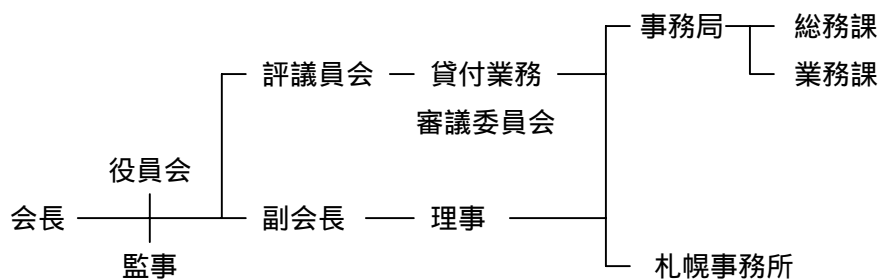
【設置根拠】

- ・ 北方領土問題対策協会法（昭和44年5月22日法律第34号）
- ・ 北方地域旧漁業権者等に対する特別処置に関する法律（昭和36年10月30日法律第162号）

【所掌事務】

北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について啓もう宣伝及び調査研究を行なうとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行なうことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資すること並びに北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、その営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を融通すること

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課

T E L 03-3263-7691

F A X 03-3263-7693

【その他】

昨今の特殊法人改革に伴い、「独立行政法人北方領土問題対策協会法」(平成14年法律第132号)に基づき、平成15年10月1日に「独立行政法人北方領土問題対策協会」の設立となる。

【機関等名】

国民生活センター

【所在地等】

郵便番号 108-8602
所在地 港区高輪3-13-22
T E L 03-3443-9061
F A X 03-3443-8309
U R L http://www.kokusen.go.jp/jcic_index.html

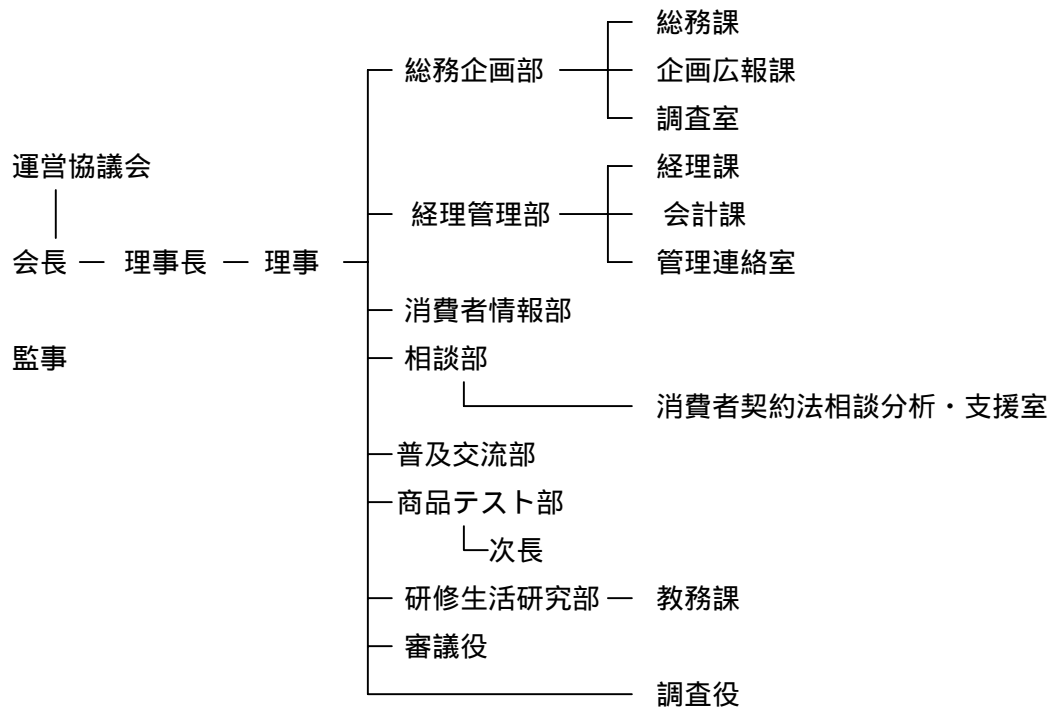
【設置根拠】

国民生活センター法（昭和45年5月23日法律第94号）

【所掌事務】

国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務企画部 企画広報課 情報公開室

T E L 0 3 - 3 4 4 3 - 6 5 5 5

F A X 0 3 - 3 4 4 3 - 6 5 5 6

【その他】

平成 1 5 年 1 0 月に独立行政法人国民生活センターに移行。

【機関等名】

日本放送協会 放送センター

【所在地等】

郵便番号 150 - 8001

所在地 渋谷区神南2 - 2 - 1

T E L 03 - 3465 - 1111

U R L <http://www.nhk.or.jp/>

【設置根拠】

放送法（昭和25年5月2日法律第132号）

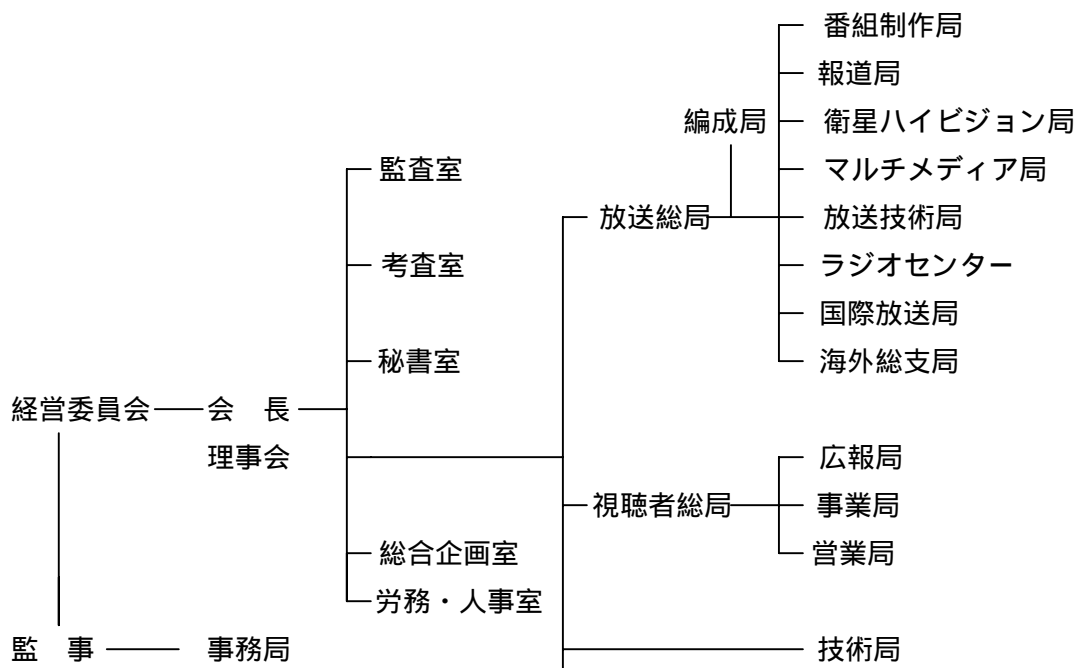
【所掌事務】

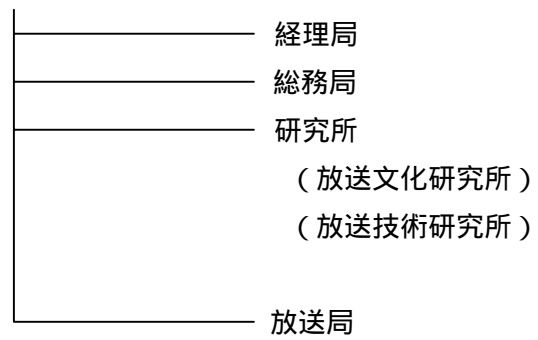
- （1） 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送による国内放送を行うこと。
- （2） テレビジョン放送による委託国内放送業務を行うこと。
- （3） 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
- （4） 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。 等

【組織】

臨時職制

地上放送デジタル化対策本部





【その他】

N H Kは「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」の対象法人には含まれないが、独自の情報公開のための仕組みを作り、情報公開に努めている。

情報公開窓口

放送センター T E L 0 3 - 3 4 6 5 - 1 1 1

【機関等名】

國際交流基金

【所在地等】

郵便番号 107-6021

所在地 港区赤坂1 - 12 - 32 アーク森ビル20階、21階

TEL 03 - 5562 - 3511

F A X 0 3 - 5 5 6 2 - 3 4 9 4

U R L <http://www.jpfr.go.jp/j/index.html>

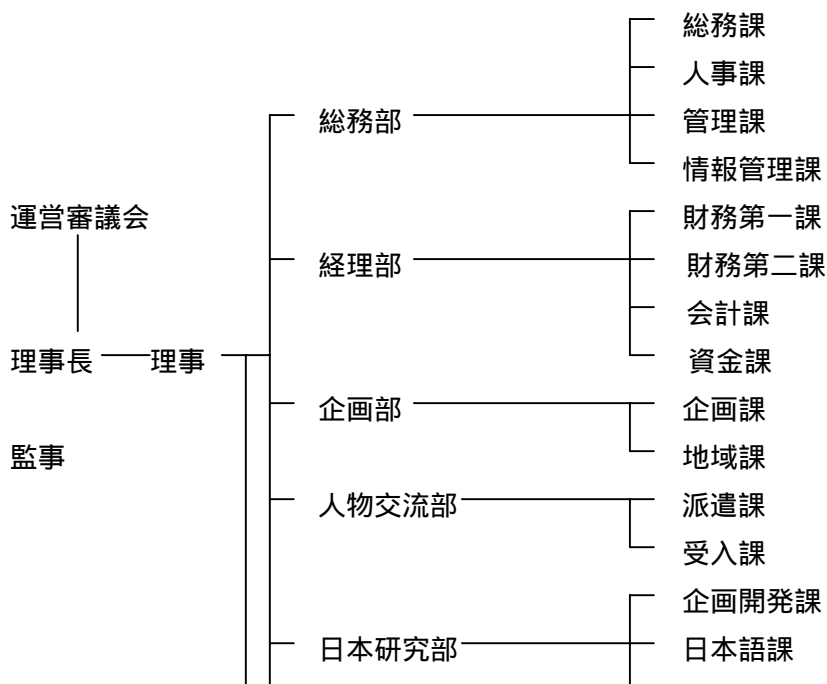
【設置根拠】

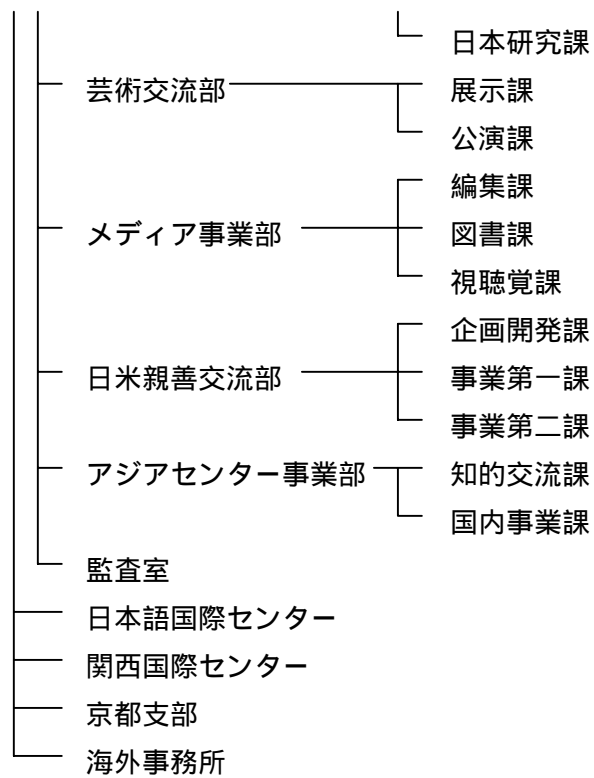
国際交流基金法（昭和47年6月1日法律第48号）

【所掌事務】

- (1) 国際文化交流の目的をもつて行なう人物の派遣及び招へい。
- (2) 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。
- (3) 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。
- (4) 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。
- (5) 国際文化交流を行なうために必要な調査及び研究等。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部情報公開室

T E L 03 - 5562 - 3507

F A X 03 - 5562 - 3508

【その他】

平成15年10月1日に独立行政法人化予定。

【機関等名】

日本育英会

【所在地等】

郵便番号 1 6 2 - 8 4 1 2

所在地 新宿区市谷本村町10-7

TEL 03-3269-4261 (大代表)

F A X 0 3 - 3 2 6 9 - 4 5 5 6 (総務部)

U R L <http://www.ikuei.go.jp/>

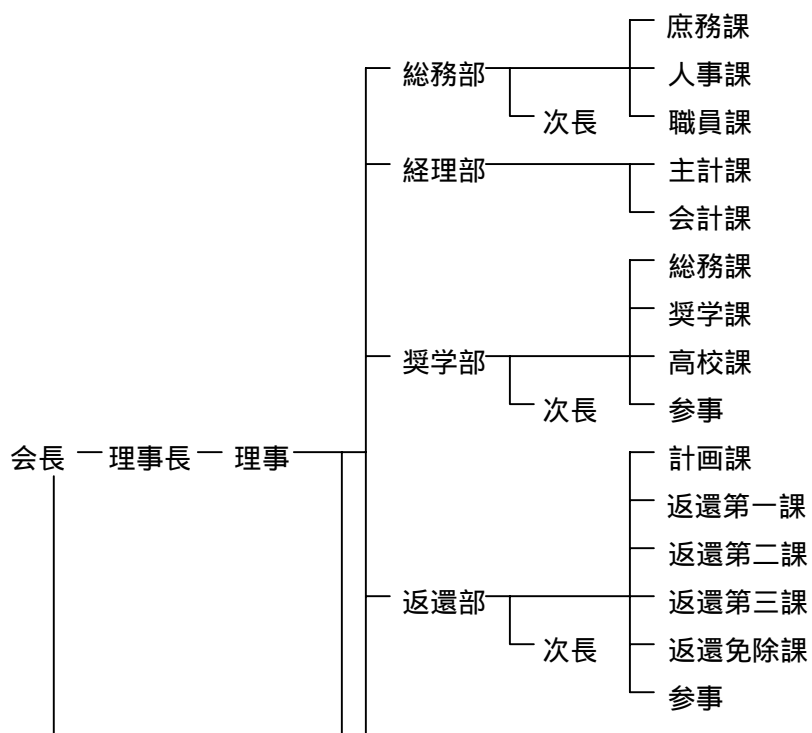
【設置根拠】

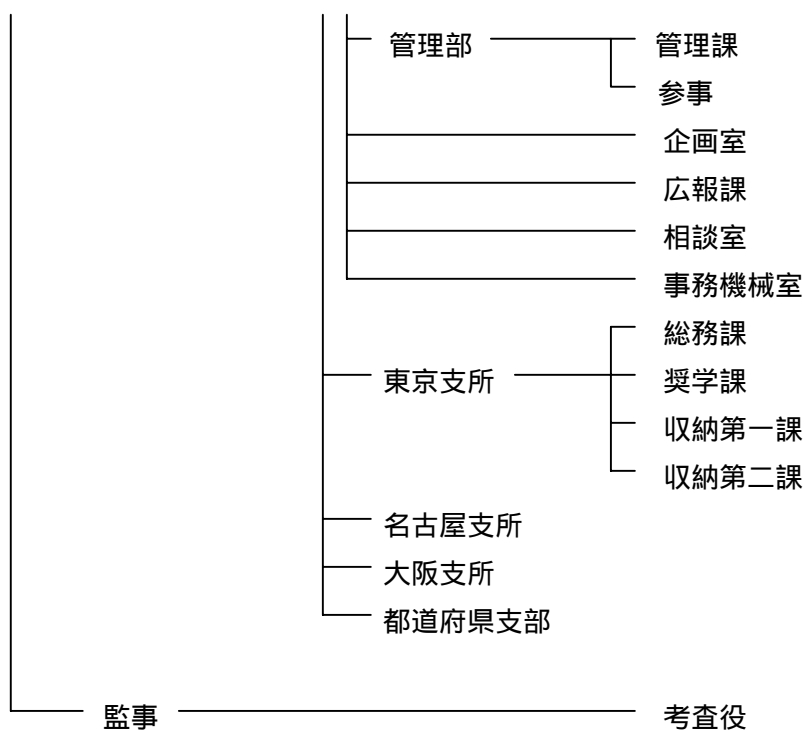
日本育英会法（昭和59年8月7日法律第64号）

【所掌事務】

- (1) 優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに対する学資の貸与。
- (2) 学資の貸与を受ける学生及び生徒の補導。
- (3) 修学上必要な施設の設置及び経営等。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 企画室（情報公開担当）

T E L 03 - 3269 - 4261（大代表）

F A X 03 - 3269 - 4828

【その他】

日本育英会を解散し、平成16年4月に独立行政法人日本学生支援機構が設立される予定である。

【機関等名】

(日本原子力研究所)

- ・ 計算科学技術推進センター

【所在地等】

郵便番号 110-0015
所在地 台東区東上野6-9-3 住友不動産上野ビル8号館
TEL 03-5246-2505
FAX 03-5246-2537
URL <http://www.jaeri.go.jp/>

【設置根拠】

日本原子力研究所法(昭和31年5月4日法律第92号)

【所掌事務】

- (1) 原子力に関する基礎的研究を行うこと。
- (2) 原子力に関する応用の研究を行うこと(原子力船の開発のために必要な研究を行うことを含む。)
- (3) 原子炉の設計、建設及び操作を行うこと。
- (4) 旧日本原子力船研究開発事業団法第23条第1項第2号の規定により建造された原子力船に関する業務を行うこと。
- (5) 原子力に関する研究者及び技術者の養成訓練を行うこと。
- (6) 放射性同位元素の輸入、生産及び頒布を行うこと。
- (7) 原子力に関する資料の収集を行うこと。
- (8) (1)から(4)までに掲げる業務に係る成果を普及すること等。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 計算科学技術推進センター
TEL 03-5246-2505
FAX 03-5246-2537

【機関等名】

理化学研究所

- ・ 板橋分所
- ・ 駒込分所

【所在地等】

板橋分所

郵便番号 1 7 3 - 0 0 0 3
所 在 地 板橋区加賀 1 - 7 - 1 3
T E L 0 3 - 3 9 6 3 - 1 6 1 1
F A X 0 3 - 3 5 7 9 - 5 9 4 0

駒込分所

郵便番号 1 1 3 - 0 0 2 1
所 在 地 文京区本駒込 2 - 2 8 - 8
T E L 0 3 - 5 3 9 5 - 2 8 1 8
F A X 0 3 - 3 9 4 7 - 1 7 5 2

U R L http://www.riken.go.jp/index_j.html (理化学研究所ホームページ)

【設置根拠】

理化学研究所法（昭和 3 3 年 4 月 2 4 日法律第 8 0 号）

【所掌事務】

- (1) 科学技術に関する試験研究を行うこと。
- (2) (1) に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- (3) (1) ｾ (2) の業務に附帯する業務

【情報開示請求窓口】

担当部署 理化学研究所総務部総務課情報公開窓口

T E L 0 4 8 - 4 6 7 - 9 2 1 0
F A X 0 4 8 - 4 6 2 - 1 5 5 4

【機関等名】

日本芸術文化振興会

- ・ 国立劇場
- ・ 国立演芸場
- ・ 伝統芸能情報館
- ・ 国立能楽堂
- ・ 新国立劇場

【所在地等】

本部、国立劇場、国立演芸場、伝統芸能情報館

郵便番号 102-8656
所在地 千代田区隼町4-1
T E L 03-3265-7411(代表)
チケットセンター 03-3230-3000
F A X 03-3265-7402
U R L <http://www.ntj.jac.go.jp/>

国立能楽堂

郵便番号 151-0051
所在地 渋谷区千駄ヶ谷4-18-1
T E L 03-3423-1331(代表)
チケットセンター 03-3230-3000
F A X 03-3423-1330
U R L <http://www.ntj.jac.go.jp/>

新国立劇場

郵便番号 151-0071
所在地 渋谷区本町1-1-1
T E L 03-5351-3011(代表)
ボックスオフィス(チケット) 03-5352-9999
F A X 03-5352-5717
U R L <http://www.nntt.jac.go.jp/>

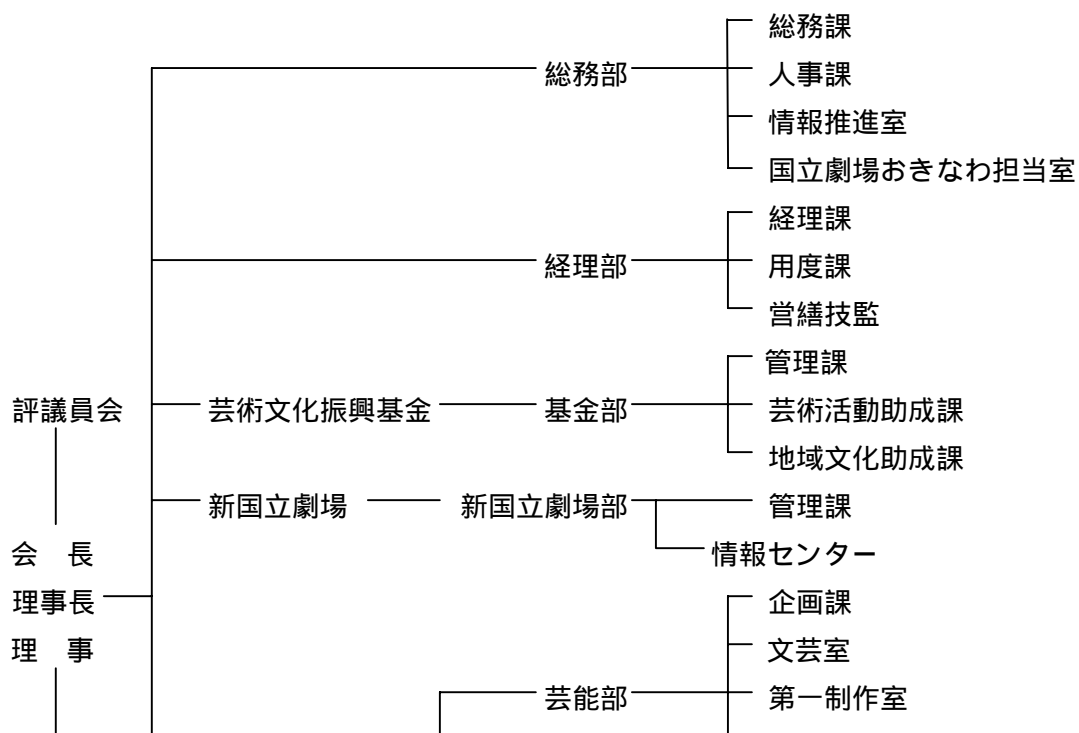
【設置根拠】

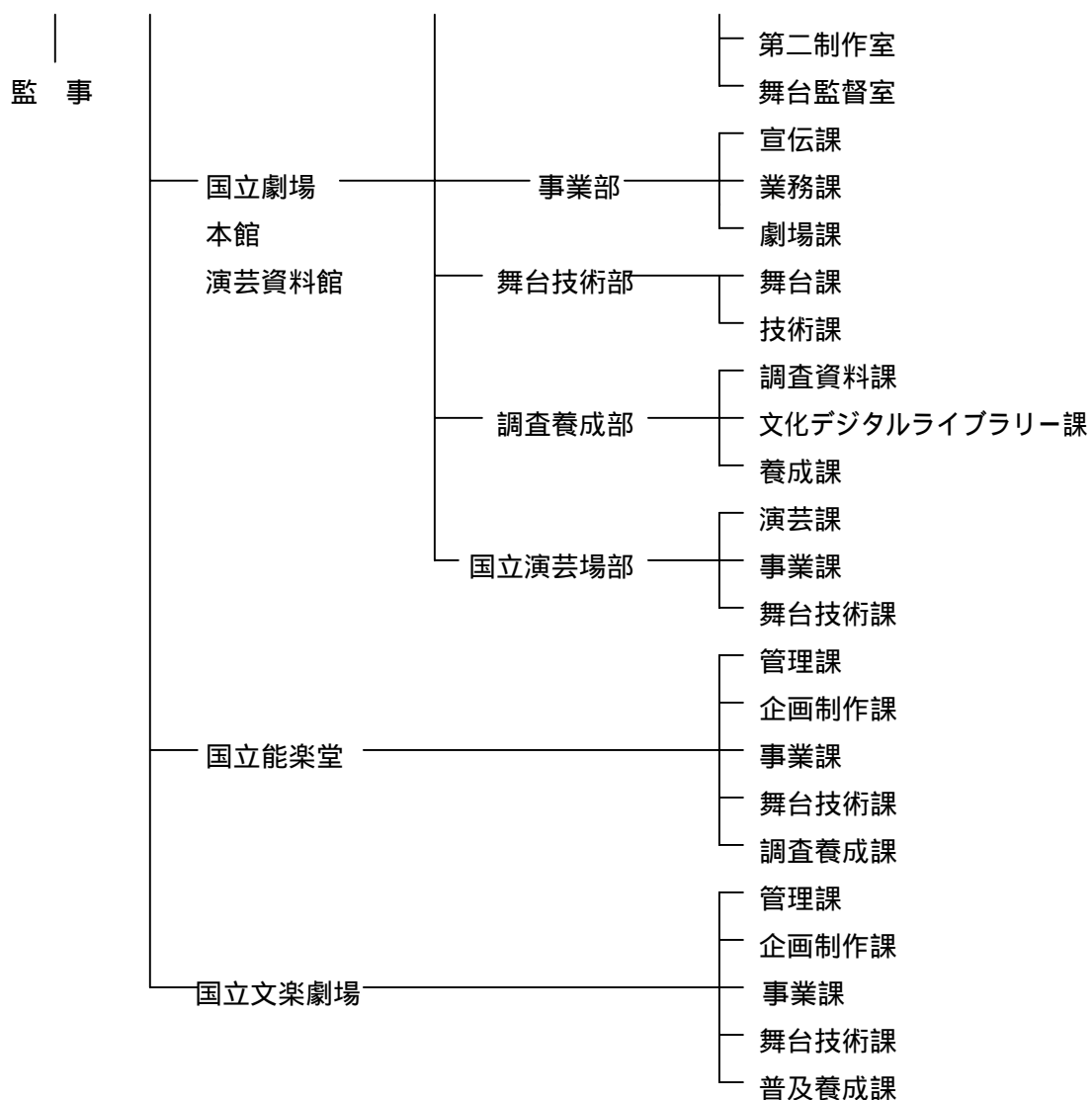
日本芸術文化振興会法(昭和41年6月27日法律第88号)

【所掌事務】

- (1) 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
 - イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
 - ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動
- (2) 劇場施設(伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。
- (3) その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。
- (4) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。
- (5) (2)の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。
- (6) 上記の業務に附帯する業務

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 日本芸術文化振興会情報公開室

T E L 03 - 3265 - 7411

F A X 03 - 3265 - 7402

担当部署 国立能楽堂情報公開室

T E L 03 - 3423 - 1331

F A X 03 - 3423 - 1330

【その他】

特殊法人から独立行政法人に移行（平成15年10月1日）

名称：独立行政法人日本芸術文化振興会

【機関等名】

日本学術振興会

【所在地等】

郵便番号 102 - 8471

所在地 麹町事務室： 千代田区麹町5 - 3 - 1 ヤマトビル
一番町事務室：千代田区一番町6番地

T E L 03 - 3263 - 1722

F A X 03 - 3221 - 2470

U R L <http://www.jsps.go.jp/>

【設置根拠】

日本学術振興会法（昭和42年8月1日法律第123号）

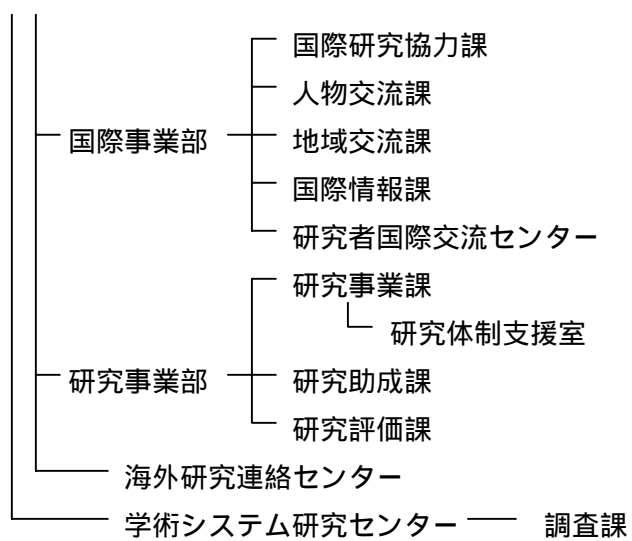
【所掌事務】

- (1) 学術の応用に関する研究を行うこと。
- (2) 共同して行われる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行うために必要な資金を支給すること。
- (3) 学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行うこと。
- (4) 学術の国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他国際協力による研究に必要な援助を行うこと。
- (5) 優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- (6) 学術に関する情報資料について調査を行い、その結果を利用に供し、及び学術に関する研究成果を普及すること。
- (7) 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】



監事



【情報開示請求窓口】

担当部署 情報公開室

T E L 0 3 - 3 2 6 3 - 1 7 8 8

【機関等名】

(核燃料サイクル開発機構)

- ・ 東京事務所

【所在地等】

郵便番号 100 - 8577

所在地 千代田区内幸町2 - 1 - 8 新生銀行本店ビル11階

T E L 03 - 5157 - 1911

F A X 03 - 5157 - 1919

U R L <http://www.jnc.go.jp/index.html>

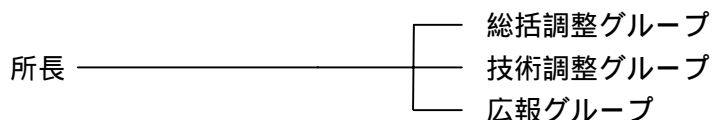
【設置根拠】

核燃料サイクル開発機構法(昭和42年7月20日法律第73号)

【所掌事務】

- (1) 核燃料サイクル(原子炉に燃料として使用した核燃料物質を再度原子炉に燃料として使用することにより核燃料物質を有効に利用するために必要な一連の行為の体系をいう。)を技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。
 - イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究
 - ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究
 - ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究
 - ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究
- (2) (1)の業務に係る成果について、技術の提供その他の方法により、普及を行うこと。
- (3) (1)、(2)の業務に附帯する業務を行うこと。
- (4) (1)、(2)、(3)に掲げるもののほか、設立の目的を達成するために必要な業務をおこなうこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 広報グループ

T E L 03 - 3593 - 9497

F A X 03 - 3593 - 9498

【機関等名】

(放送大学学園)

- ・ 東京世田谷学習センター
- ・ 東京文京学習センター
- ・ 東京足立学習センター
- ・ 東京多摩学習センター

【所在地等】

東京世田谷学習センター

郵便番号 154-0002
所在地 世田谷区下馬4-1-1
TEL 03-5486-7701
FAX 03-5486-7705

東京文京学習センター

郵便番号 112-0012
所在地 文京区大塚3-29-1 (筑波大学大塚地区内)
TEL 03-5395-8688
FAX 03-5395-8681

東京足立学習センター

郵便番号 120-0034
所在地 足立区千住5-13-5 (学びピア21内)
TEL 03-5244-2760
FAX 03-5244-2762

東京多摩学習センター

郵便番号 187-0045
所在地 小平市学園西町1-29-1 (一橋大学小平国際キャンパス内)
TEL 042-349-3467
FAX 042-349-3468

URL www.u-air.ac.jp/hp (放送大学学園ホームページ)

【設置根拠】

放送大学学園法（昭和５６年６月１１日法律第８０号）

【所掌事務】

- （１） 放送等により教育を行う大学を設置すること。
- （２） （１）の大学における教育に必要な放送を行うこと。
- （３） 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【情報開示請求窓口】

担当部署 放送大学学園総務部総務課総務係

T E L ０４３ - ２７６ - ５１１１

F A X ０４３ - ２９８ - ４３７６

【機関等名】

日本体育・学校健康センター
・ 東京都支部

【所在地等】

本部

郵便番号 160-0013
所 在 地 新宿区霞ヶ丘町10番地
T E L 03-5410-9124
F A X 03-5410-9135

東京都支部

郵便番号 163-8001
所 在 地 新宿区西新宿2-8-1 東京都教育庁学務部学校健康推進課内
T E L 03-5320-6881
F A X 03-5388-1736

U R L <http://www.ntgk.go.jp> (日本体育・学校健康センターホームページ)

【設置根拠】

日本体育・学校健康センター法(昭和60年12月6日法律第92号)

【所掌事務】

本部

- (1) その設置する体育施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用して体育の振興のため必要な業務を行うこと。
- (2) スポーツ団体(スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。)が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
イ スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動
ロ 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催
- (3) 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。
- (4) 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

- (5) 義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校（盲学校、聾学校又は養護学校をいう。）の小学部若しくは中学部をいう。）高等学校（中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校の高等部を含む。）高等専門学校、幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。）及び保育所（児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。）の管理下における児童又は生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）につき、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第22条第1項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者がいない場合における里親（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。）等に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。）を行うこと。
- (6) 学校給食用物資（学校給食（学校給食法第3条に規定する学校給食、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律第2条に規定する夜間学校給食及び盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第2条に規定する学校給食をいう）の用に供する食品その他の物資で文部科学大臣の指定するものをいう。）の買入れ、売渡しその他供給に関する業務を行うこと。
- (7) 体育、学校安全及び学校給食に関する調査研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務を行うこと。
- (8) 上記の業務に附帯する業務を行うこと。
- (9) スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務を行うこと。
- (10) 上記のほか日本体育・学校健康センターの目的達成のために必要な業務
- (11) 国立競技場の一般の利用に関する業務

東京都支部

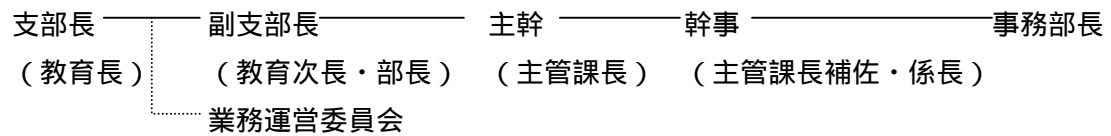
- (1) 義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校（盲学校、聾学校又は養護学校をいう。）の小学部若しくは中学部をいう。）高等学校（中等教育学校の後期課程及び特殊教育諸学校の高等部を含む。）高等専門学校、幼稚園（特殊教育諸学校の幼稚部を含む。）及び保育所（児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。）の管理下における児童又は生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）につき、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第22条第1項に規定する保護者をいい、同項に規定する保護者がいない場合における里親（児童福祉法第27条第1項第3号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。）等に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。）を行うこと。
- (2) 学校安全に関する調査研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全の普及充実に関する業務を行うこと。
- (3) 上記の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】

本部



東京都支部



- * 支部長、副支部長、主管及び幹事は、東京都教育委員会に委嘱しており、日本体育・学校健康センター専任職員は、事務部長以下となっている。

【情報開示請求窓口】

担当部署 広報情報公開室

T E L 03 - 3403-1159

F A X 03 - 3403-7764

【その他】

平成15年10月1日に独立行政法人化（独立行政法人日本スポーツ振興センター）予定。

【機関等名】

社会保険診療報酬支払基金

- ・ 東京都社会保険診療報酬支払基金

【所在地等】

社会保険診療報酬支払基金

郵便番号 105 - 0004
所在地 港区新橋2 - 1 - 3
T E L 03 - 3591 - 7441
F A X 03 - 3591 - 6707
U R L <http://www.shiharaikikin.go.jp/>

東京都社会保険診療報酬支払基金

郵便番号 171 - 8541
所在地 豊島区南池袋2 - 28 - 10
T E L 03 - 3987 - 6181
F A X 03 - 3983 - 3744

【設置根拠】

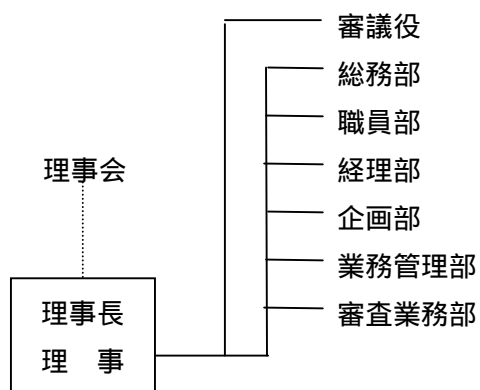
社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年7月10日法律第129号）

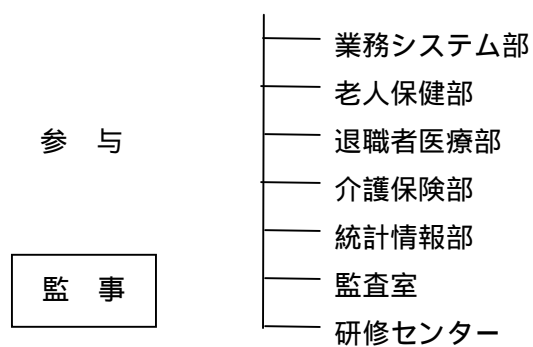
【所掌事務】

医療保険等に係る診療報酬の審査・支払業務、老人保健法第64条に基づく老人保健関係業務及び国民健康保険法第81条の10に基づく退職者医療関係業務及び介護保険法第160条に基づく介護保険関係業務。

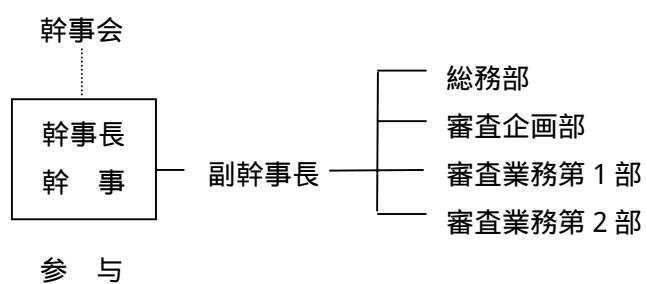
【組織】

社会保険診療報酬支払基金





東京都社会保険診療報酬支払基金



【情報開示請求窓口】

社会保険診療報酬支払基金

担当部署	総務課
T E L	0 3 - 3 5 9 1 - 7 4 4 1
F A X	0 3 - 3 5 9 1 - 6 7 0 7

東京都社会保険診療報酬支払基金

担当部署	庶務課
T E L	0 3 - 3 9 8 7 - 6 1 8 1
F A X	0 3 - 3 9 8 3 - 3 7 4 4

【機関等名】

日本労働研究機構

- ・ 日本労働研究機構研究所

【所在地等】

本部

郵便番号 163 - 0926
所 在 地 新宿区西新宿2 - 3 - 1 新宿モノリス
T E L 03 - 5321 - 3000
F A X 03 - 5321 - 3015

日本労働研究機構研究所

郵便番号 177 - 8502
所 在 地 練馬区上石神井4 - 8 - 23
T E L 03 - 5991 - 5103
F A X 03 - 3594 - 1112

U R L <http://www.jil.go.jp/>

【設置根拠】

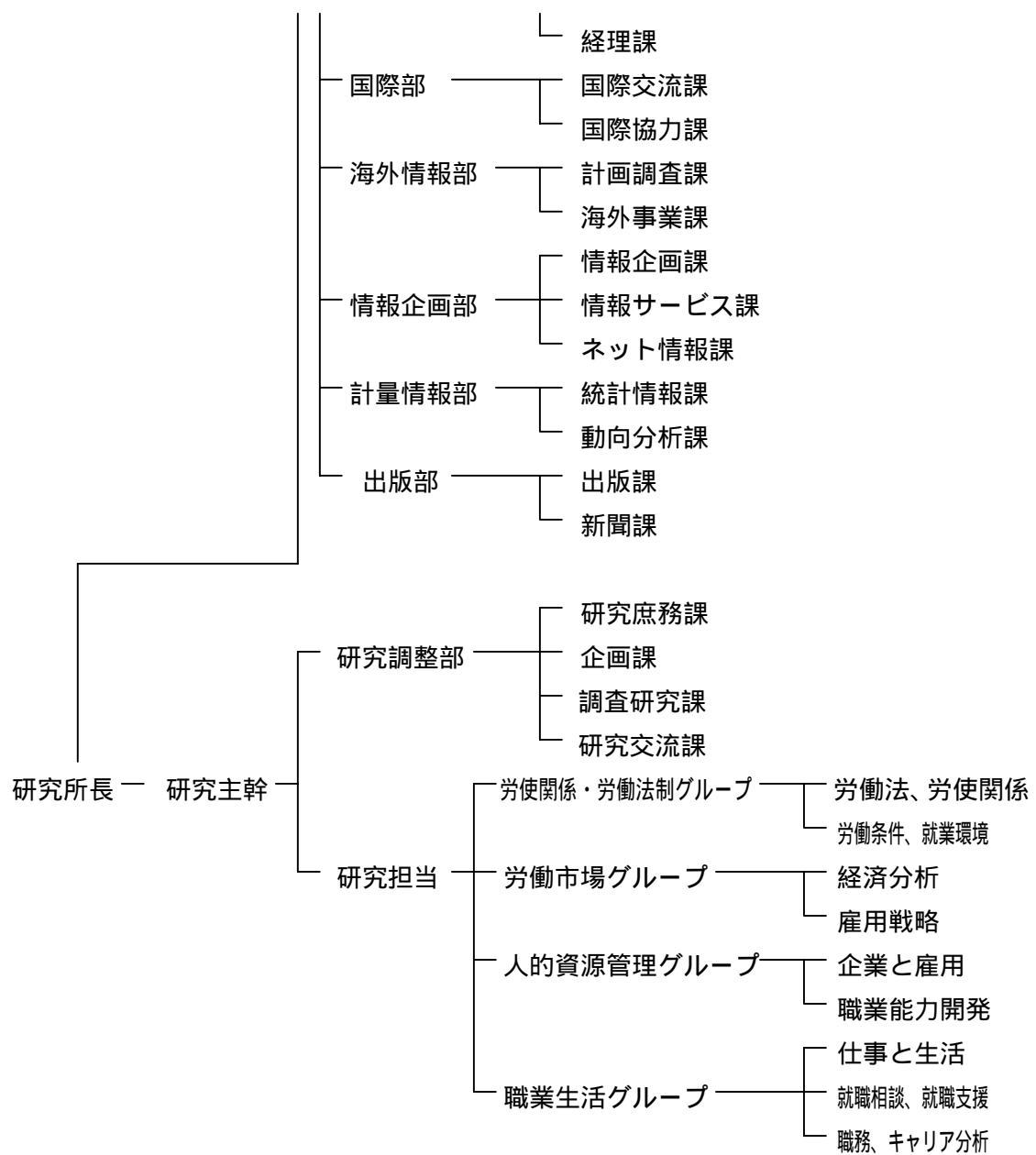
日本労働研究機構法（昭和33年5月2日法律第132号）

【所掌事務】

- (1) 労働関係の動向に関する調査、職業の安定に関する研究その他労働に関する問題についての総合的な調査研究を行うこと。
- (2) 労働に関する内外にわたる情報及び資料を収集し、及び整理すること。
- (3) (2)に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。
- (4) 労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外へ派遣すること。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 03 - 5321 - 3000

F A X 03 - 5321 - 3015

【その他】

平成15年10月1日に独立行政法人化予定。

【機関等名】

勤労者退職金共済機構

【所在地等】

郵便番号 105-8077
所在地 港区芝公園1-7-6
T E L 03-3436-0151
F A X 03-3437-4438
U R L <http://www.tais yokukin.go.jp/>

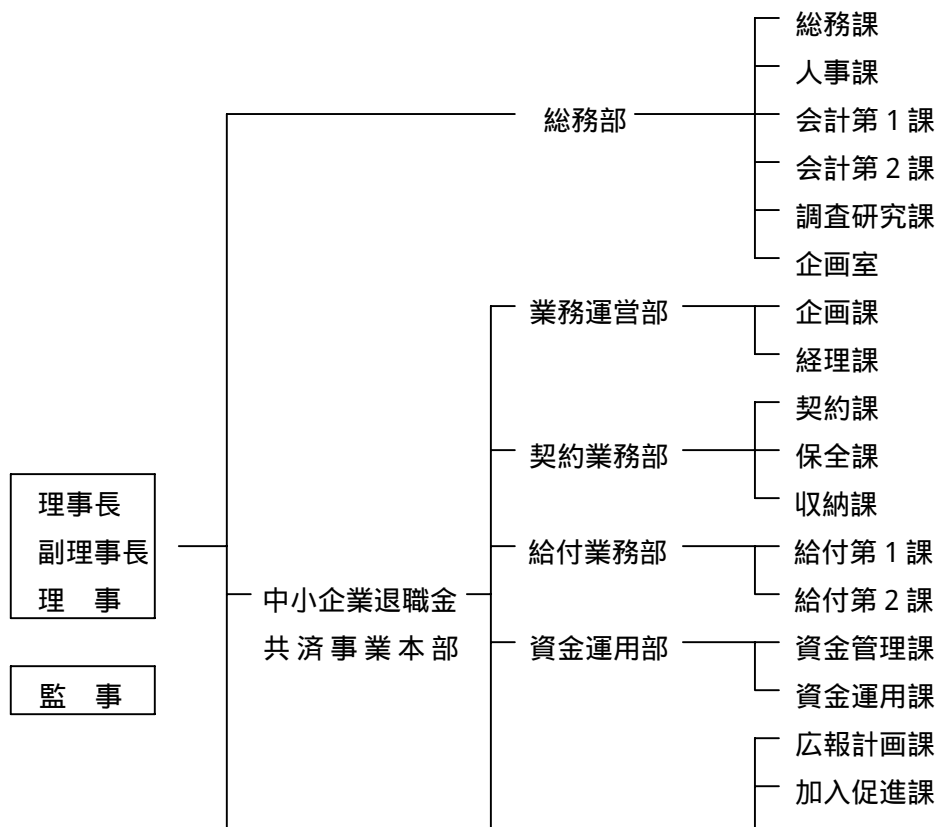
【設置根拠】

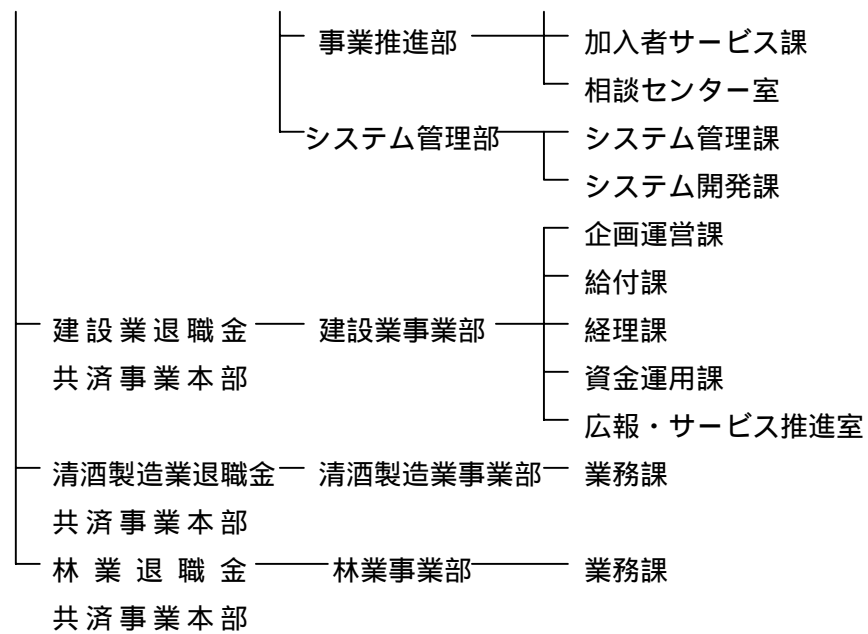
中小企業退職金共済法（昭和34年5月9日法律第160号）

【所掌事務】

- (1) 中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するため、退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。
- (2) 上記の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 03 - 3436 - 0151

F A X 03 - 3437 - 4438

【その他】

平成15年10月1日独立行政法人化予定。

【機関等名】

(雇用・能力開発機構)

- ・ 東京センター
- ・ 職業能力開発総合大学校起業・新分野展開支援センター
- ・ 職業能力開発総合大学校東京校
- ・ 生涯職業能力開発促進センター

【所在地等】

雇用・能力開発機構東京センター

郵便番号 112 - 0004
所在地 文京区後楽1 - 9 - 20 飯田橋合同庁舎8階
T E L 03 - 3816 - 8161
F A X 03 - 3816 - 8170
U R L <http://www.ehdo.go.jp/tokyo/index.html>

職業能力開発総合大学校起業・新分野展開支援センター（創業サポートセンター）

郵便番号 108 - 0014
所在地 港区芝5 - 26 - 20 建築会館7F
T E L 03 - 5439 - 5551
F A X 03 - 5439 - 5085
U R L <http://e-support.ehdo.go.jp/>

職業能力開発総合大学校東京校

郵便番号 187 - 0035
所在地 小平市小川西町2 - 32 - 1
T E L 042 - 341 - 3331
F A X 042 - 344 - 5609
U R L <http://www.ehdo.go.jp/tokyo/ptut/index.html>

生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)

郵便番号 130 - 0022
所在地 墨田区江東橋2 - 19 - 14
T E L 03 - 5624 - 8010
F A X 03 - 5624 - 8075
U R L <http://www.ab-garden.ehdo.go.jp/>

【設置根拠】

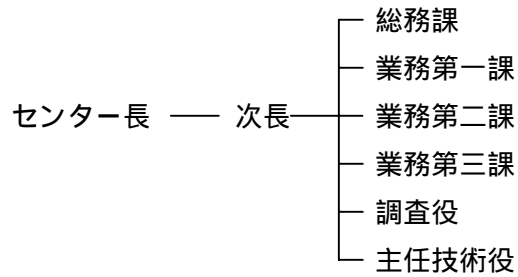
雇用・能力開発機構法（平成 11 年 3 月 31 日法律第 20 号）

【所掌事務】

- （１） 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談、情報の提供その他の援助を体系的に行うための施設の設置及び運営を行うこと。
- （２） 求職者が公共職業安定所の紹介により就職する場合において、必要な資金を貸し付け、及び身元保証をすること。
- （３） 雇用対策法第 15 条の規定に基づいて職業安定機関が労働者の雇入れ又は配置その他の雇用に関する事項につき事業主に対して行う援助について必要な協力を行うこと。
- （４） 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第 9 条第 1 項各号に掲げる事業を行うこと。
- （５） 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修を行い、及び雇用管理の改善について助言すること。
- （６） 雇用対策法第 26 条第 1 項、地域雇用開発促進法第 12 条第 1 項及び第 17 条第 1 項第 2 号並びに中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第 7 条第 1 項各号に掲げる事業を行うこと。
- （７） 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営、職業能力開発促進法第 15 条の 6 第 1 項ただし書に規定する職業訓練の実施並びに事業主その他のものの行う職業訓練の援助を行うこと。
- （８） 公共職業安定所の指示により公共職業能力開発施設の行う職業訓練又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。
- （９） 労働者の自発的な職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する相談その他の援助並びにその雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助を行う事業主に対する職業能力開発促進法第 15 条の 3 に規定する必要な助成を行うこと。
- （１０） 上記の業務に附帯する業務を行うこと。
- （１１） 上記に掲げるもののほか、雇用に関する事項についての事業主に対する援助並びに労働者の職業能力の開発及び向上についての事業主、労働者その他の関係者に対する援助に関し必要な業務を行うこと。

【組織】

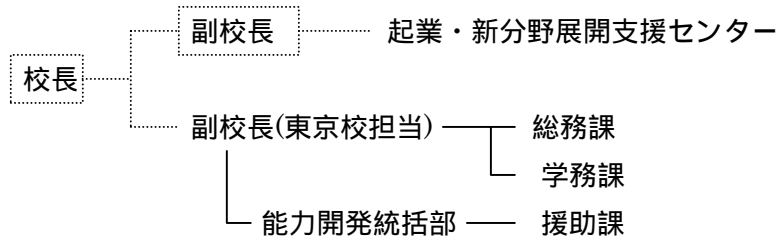
雇用能力開発機構東京センター



(雇用能力開発総合大学)

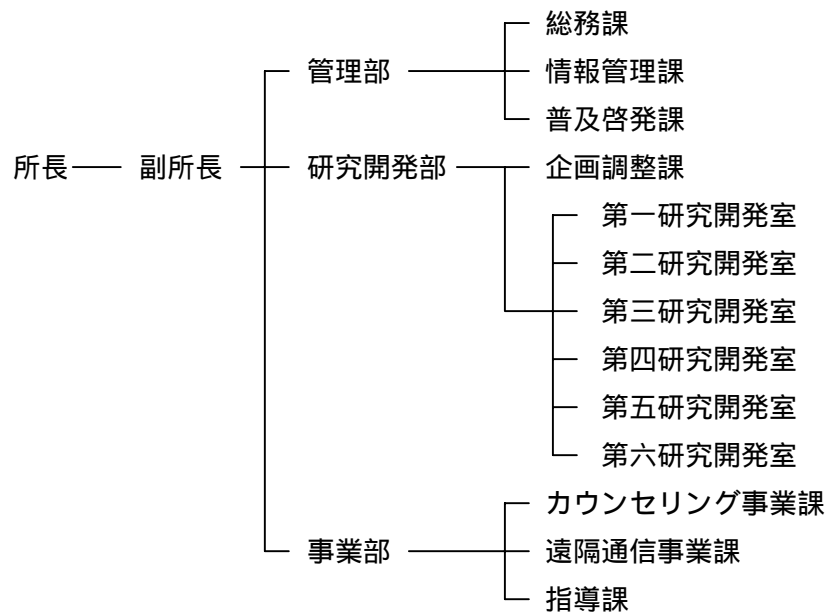
起業・新分野展開支援センター

東京校



能力開発総合大学校（神奈川県相模原市）の組織の一部である。

生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）



【情報開示請求窓口】

雇用・能力開発機構東京センター

担当部署 総務課

T E L 03 - 3816 - 8161

F A X 03 - 3816 - 8170

職業能力開発総合大学校起業・新分野展開支援センター（創業サポートセンター）

担当部署 総務課

T E L 042 - 763 - 9005

F A X 042 - 763 - 9011

職業能力開発総合大学校東京校

担当部署 総務課

T E L 042 - 341 - 3331

F A X 042 - 344 - 5609

生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)

担当部署 総務課

T E L 03 - 5624 - 8010

F A X 03 - 5624 - 8075

【その他】

雇用・能力開発機構は、平成16年3月1日に「独立行政法人雇用・能力開発機構法」により独立行政法人に移行することとされています。

【機関等名】

年金資金運用基金

【所在地等】

郵便番号 100・8985

所在地 千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル

T E L 03-3502-2480

U R L <http://www.gpif.go.jp/>

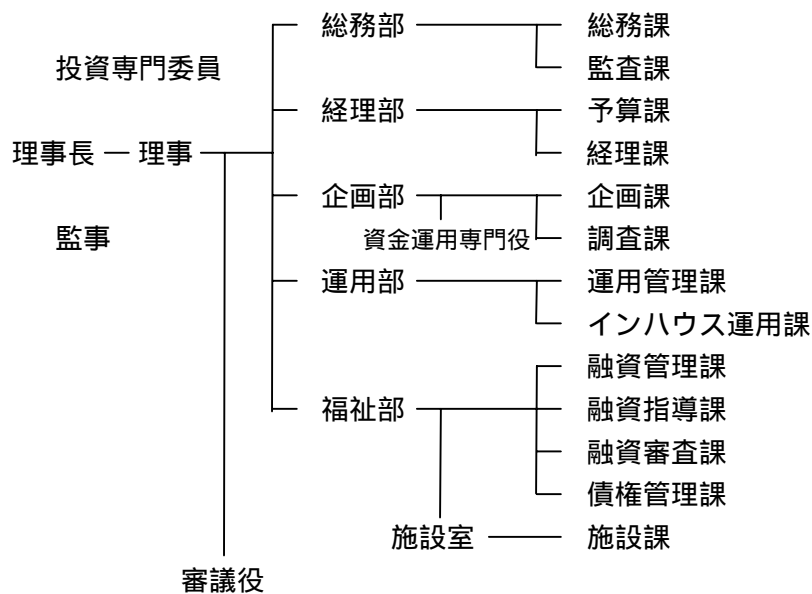
【設置根拠】

- ・ 年金資金運用基金法（平成12年3月31日法律第19号）
- ・ 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成12年3月31日法律第20号）

【所掌事務】

- (1) 厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するため年金資金の管理及び運用を行うこと。
- (2) 年金福祉事業団から承継した業務（承継施設業務、承継融資業務、承継あっせん業務）を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 03-3502-2480

F A X 03-3502-2058

【機関等名】

日本中央競馬会

- ・ 六本木事務所
- ・ 馬事公苑
- ・ 東京競馬場

【所在地等】

本部

郵便番号 105 - 0003
所在地 港区西新橋1 - 1 - 19
T E L 03 - 3591 - 5251

六本木事務所

郵便番号 106 - 8401
所在地 港区六本木6 - 11 - 1
T E L 03 - 3591 - 5251

U R L <http://www.jra.go.jp/tindex.html>

馬事公苑

郵便番号 158 - 8523
所在地 世田谷区上用賀2 - 1 - 1
T E L 03 - 3429 - 5101
U R L <http://www.jra.go.jp/bajikouen/index.html>

東京競馬場

郵便番号 183 - 0024
所在地 府中市日吉町1 - 1
T E L 042 - 363 - 3141
U R L <http://www.jra.go.jp/turf/tokyo/index.html>

【設置根拠】

日本中央競馬会法（昭和29年7月1日法律第205号）

【所掌事務】

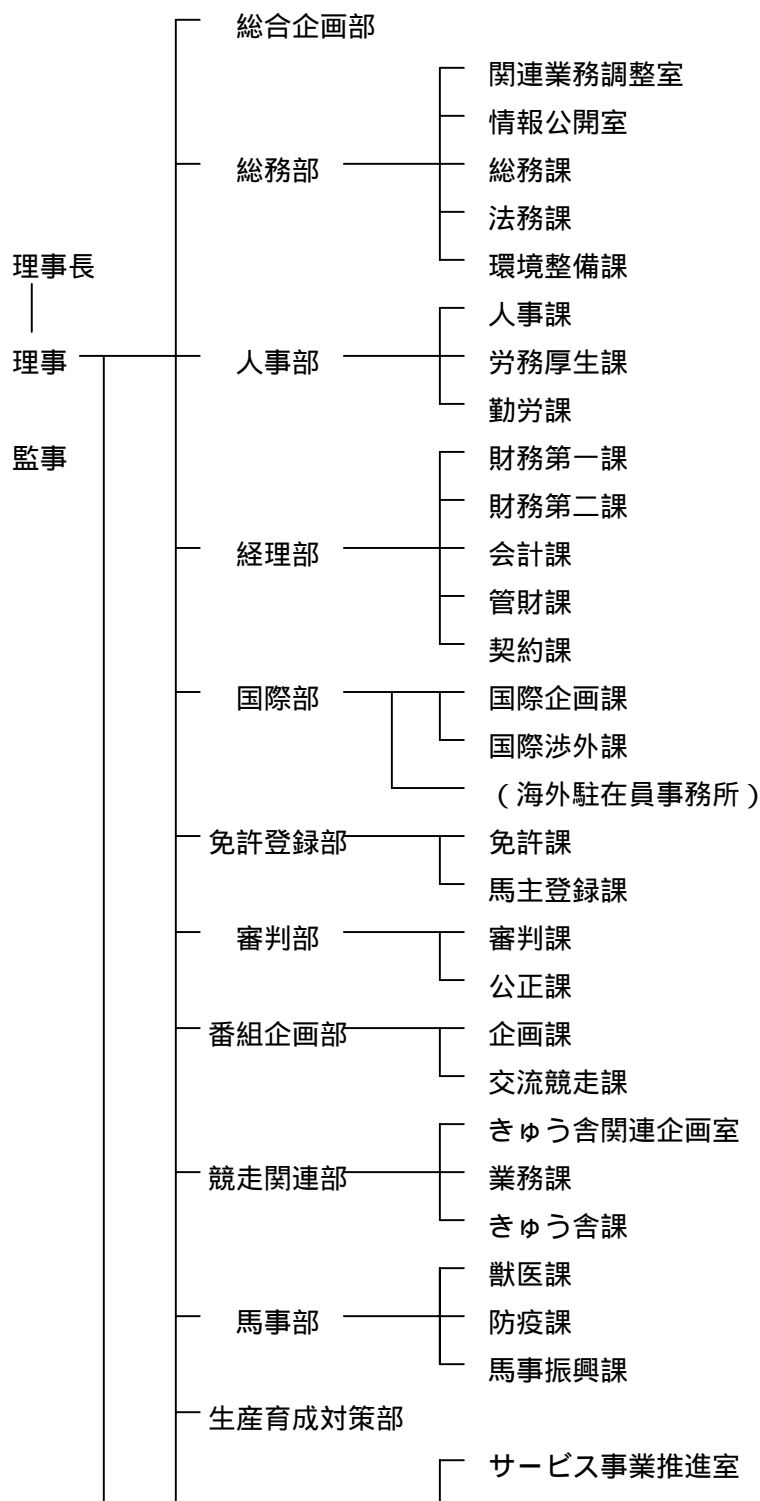
- (1) 競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、

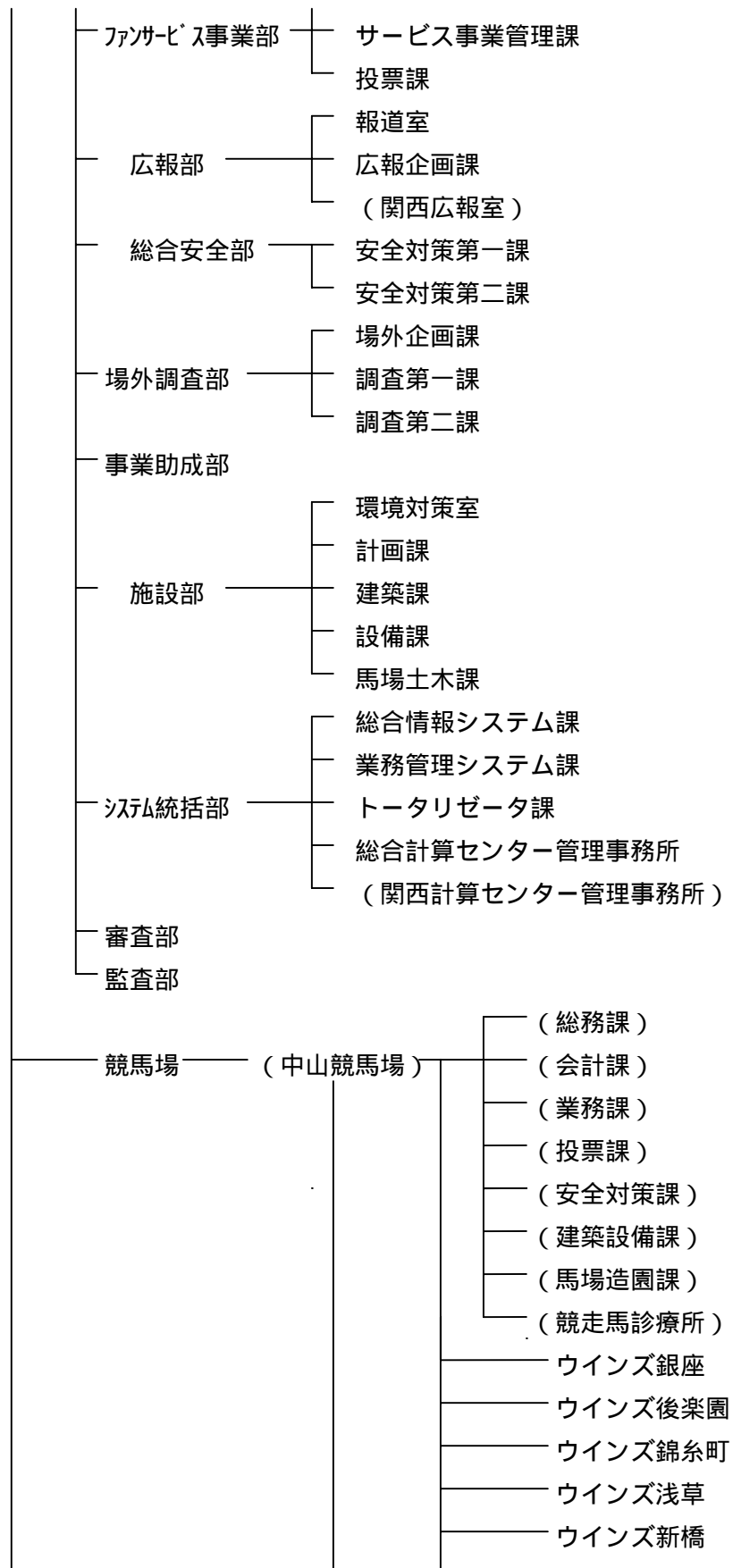
競馬法に基づき中央競馬を開催すること。

(2) 馬主、馬及び服色を登録すること。

(3) 調教師及び騎手を免許すること等。

【組織】





TEL 03 - 5785 - 7930

【機関等名】

農林漁業団体職員共済組合

【所在地等】

郵便番号 105 - 8080
所在地 港区虎ノ門4-1-1
T E L 03 - 3432 - 3111
F A X 03 - 3432 - 3750
U R L <http://www.norin-nenkin.or.jp/>

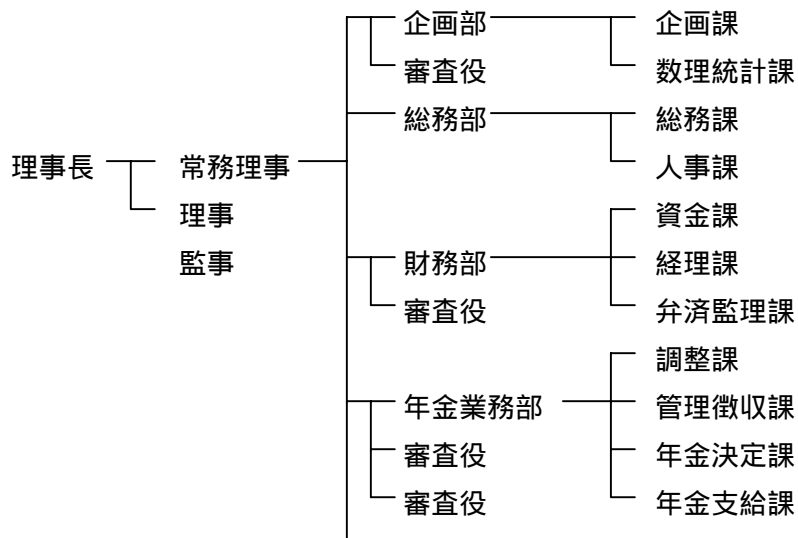
【設置根拠】

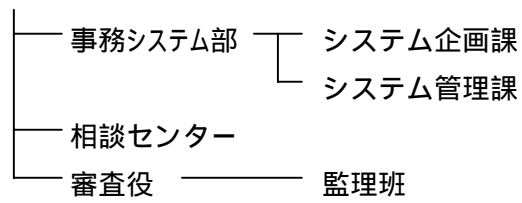
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年7月4日法律第101号）

【所掌事務】

- (1) 旧農林共済組合が行うこととしていた特例年金給付を支給すること。
- (2) 旧農林共済組合員期間を有する者の特例一時金を支給すること。
- (3) 旧農林共済組合が施行日前に支給すべきであった給付であって施行日においてまだ支給していないものを支給すること。
- (4) 上記ほか、存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。
- (5) 上記業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 03 - 3432 - 3111

F A X 03 - 3432 - 3750

【機関等名】

地方競馬全国協会

【所在地等】

郵便番号 106 - 8639
所在地 港区麻布台2 - 2 - 1
T E L 03 - 3583 - 6841（代表）
F A X 03 - 3585 - 0481
U R L <http://www.keiba.go.jp/>

【設置根拠】

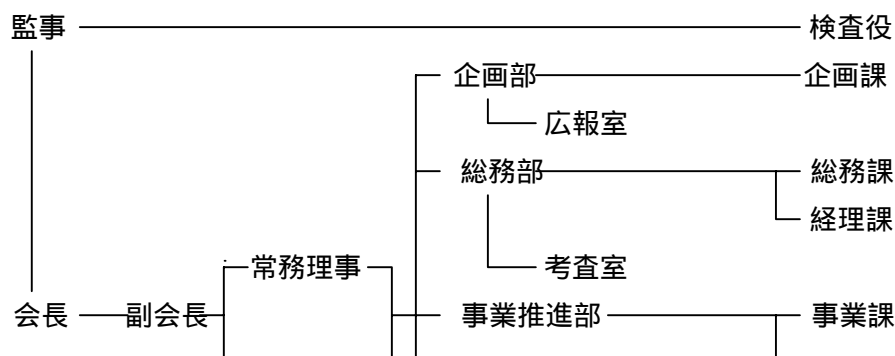
競馬法（昭和23年7月13日法律第158号）

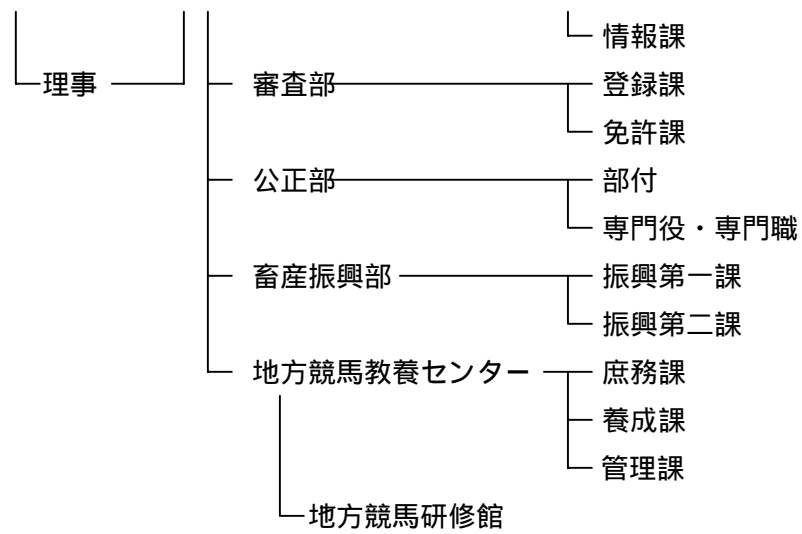
【所掌事務】

協会は、地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図るとともに、馬の改良増殖その他畜産の振興に資することを目的とする。その目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 馬主及び馬を登録すること。
- (2) 調教師及び騎手を免許すること。
- (3) 調教師及び騎手を養成し、又は訓練すること。
- (4) 審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者を養成し、若しくは訓練し、又は都道府県、指定市町村若しくは受託市町村（地方競馬の主催者）の要請に応じて、これらの者を派遣し、若しくはそのあっせんをすること。
- (5) 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業につきその経費を補助すること。
- (6) 競馬法23条の2の規定による交付金の受入れを行うこと。
- (7) 上記(1)から(6)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (8) 上記(1)から(7)に掲げるもののほか、協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 03 - 3583 - 6847

F A X 03 - 3585 - 0481

【機関等名】

農業者年金基金

【所在地等】

郵便番号 105 - 8010

所在地 港区西新橋1 - 6 - 21

T E L 03 - 3502 - 6696

F A X 03 - 3592 - 2660

U R L <http://www.nounen.go.jp/index.html>

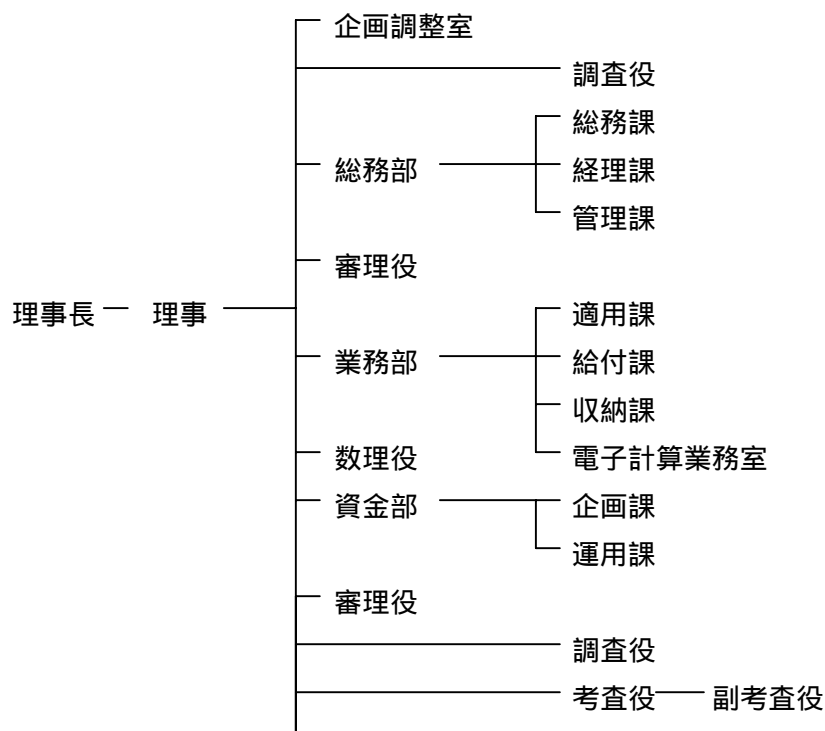
【設置根拠】

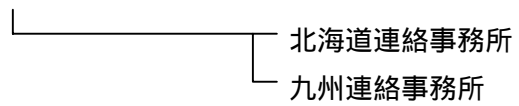
農業者年金基金法（昭和45年5月20日法律第78号）

【所掌事務】

- (1) 農業者の老齢について、必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資するため、農業者年金事業を行うこと。
- (2) 上記に掲げる業務に附帯する業務。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 03 - 3502 - 6696

F A X 03 - 3592 - 2660

【その他】

平成15年10月1日に独立行政法人化予定。

【機関等名】

日本自転車振興会

【所在地等】

郵便番号 107 - 8461
所在地 港区赤坂1 - 9 - 15
T E L 03 - 3582 - 3311
F A X 03 - 3505 - 5477
U R L <http://www.keirin.go.jp/njs/>

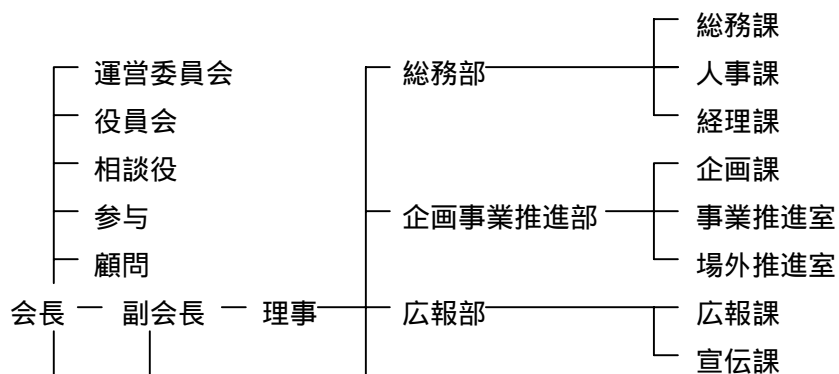
【設置根拠】

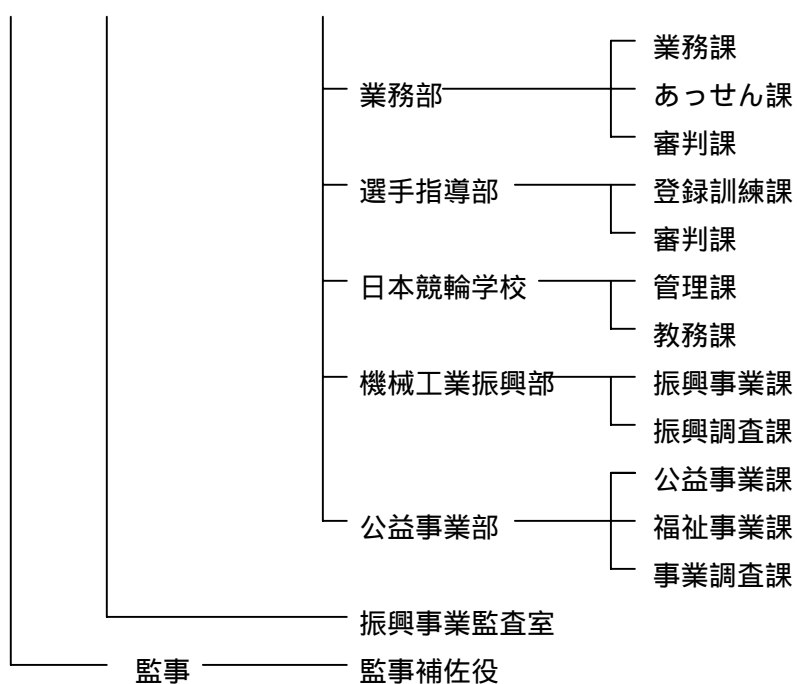
自転車競技法（昭和23年8月1日法律第209号）

【所掌事務】

- (1) 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。
- (2) 選手及び自転車の競走前の検査の方法、審判の方法その他競輪の実施方法に関し、自転車競技会を指導すること。
- (3) 選手の出場のあっせんを行うこと。
- (4) 審判員、選手その他の競輪の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- (5) 自転車に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行うこと。
- (6) 自転車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- (7) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- (8) 自転車競技法第10条第1項の規定による交付金の受入れを行うこと等。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 03 - 3583 - 6336

F A X 03 - 3505 - 5477

【機関等名】

日本貿易振興会

【所在地等】

郵便番号 105 - 8466
所在地 港区虎ノ門2 - 2 - 5 共同通信会館
T E L 03 - 3582 - 5511
F A X 03 - 3587 - 0219
U R L <http://www.jetro.go.jp/top-j/>

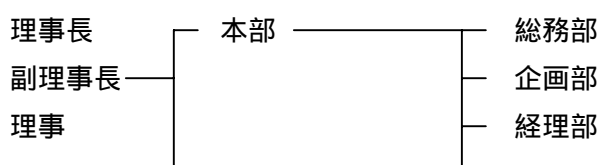
【設置根拠】

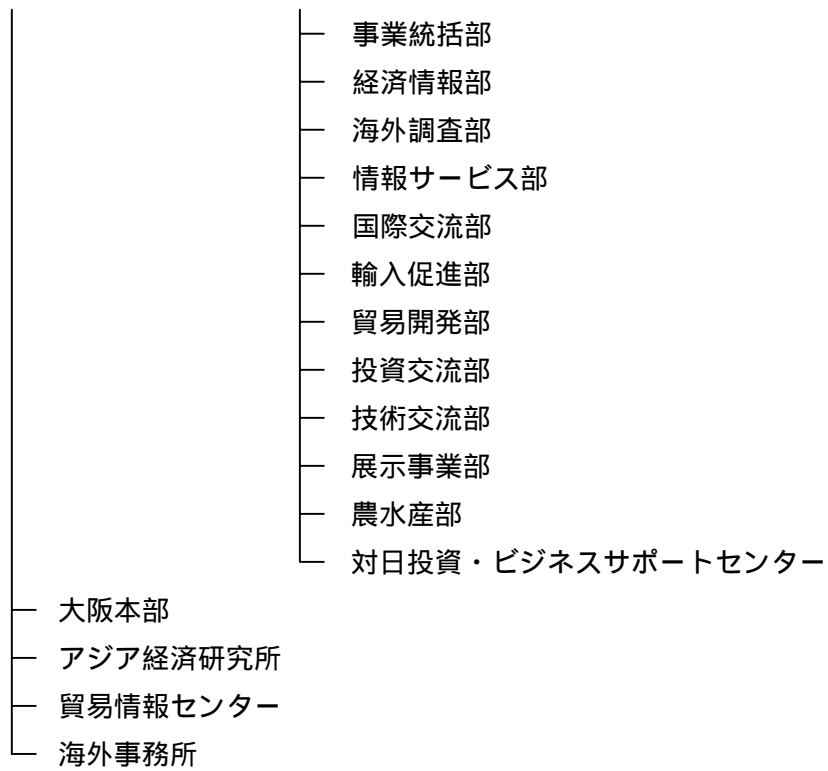
日本貿易振興会法（昭和33年4月26日法律第95号）

【所掌事務】

- (1) 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。（意匠に関するものを含む。）
- (2) 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。
- (3) 貿易取引のあっせんを行うこと。
- (4) 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。
- (5) 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。
- (6) 貿易の振興に関する業務であって、行政庁から委託を受けたもの。
- (7) アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。
- (8) アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。
- (9) (7)、(8)の業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。
- (10) (7)～(9)に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。
- (11) 上記の業務に附帯する業務等。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課情報公開班

T E L 03 - 3582 - 5311

F A X 03 - 3587 - 0219

【機関等名】

日本小型自動車振興会

【所在地等】

郵便番号 135 - 8072
所在地 江東区有明3 - 1 - 34 T F Tビル西館6階
T E L 03 - 3570 - 5511
F A X 03 - 3570 - 5541
U R L <http://www.autorace.or.jp>

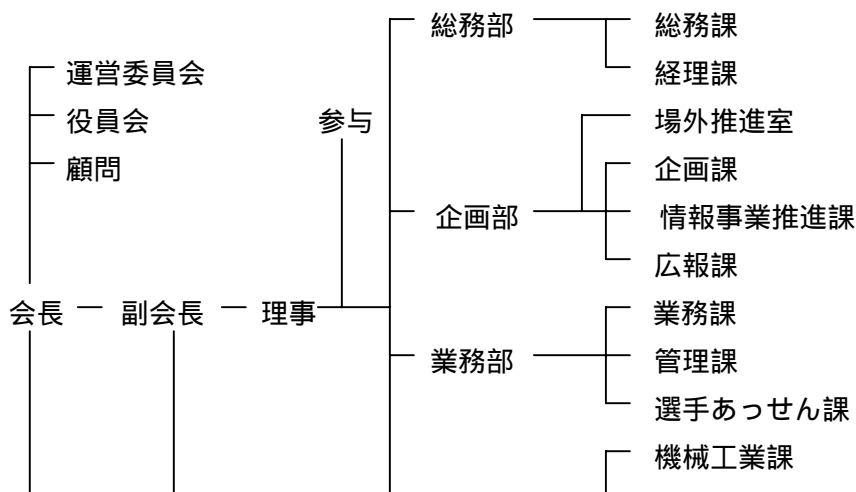
【設置根拠】

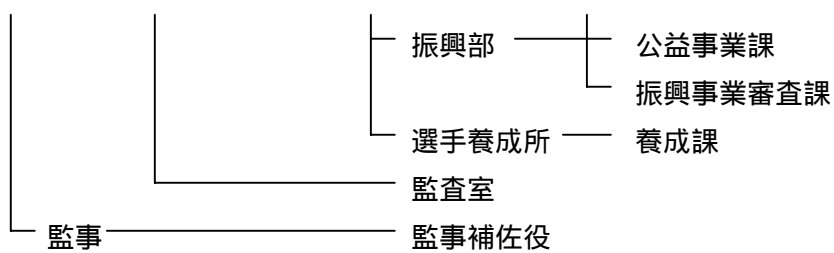
小型自動車競走法（昭和25年5月27日法律第208号）

【所掌事務】

- (1) 小型自動車競走の審判員及び小型自動車競走に出場する選手の検定及び登録並びに小型自動車競走に使用する小型自動車の登録を行うこと。
- (2) 選手及び小型自動車の競走前の検査の方法、審判の方法その他小型自動車競走の実施方法に関し、小型自動車競走会を指導すること。
- (3) 選手の出場のあっせんを行うこと。
- (4) 審判員、選手その他の小型自動車競走の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。
- (5) 小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための事業を補助すること。
- (6) 体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための事業を補助すること。
- (7) 小型自動車競走法第16条第1項の規定による交付金の受入れを行うこと。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署	総務部総務課
T E L	0 3 - 3 5 7 0 - 5 5 1 1
F A X	0 3 - 3 5 7 0 - 5 5 4 1

【機関等名】

新エネルギー・産業技術総合開発機構

【所在地等】

郵便番号 170-6028

所在地 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル26～31階

T E L 03-3987-9310

F A X 03-3981-0742

U R L <http://www.nedo.go.jp/>

【設置根拠】

- ・ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和55年5月30日法律第71号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）
- ・ 新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法（平成9年6月23日法律第37号）
- ・ 基盤技術研究円滑化法（昭和60年6月15日法律第65号）
- ・ 産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和63年5月6日法律第33号）
- ・ 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年5月6日法律第38号）
- ・ 産業技術強化法（平成12年4月19日法律第44号）
 - ・ 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年3月31日法律第16号）
 - 旧石炭鉱業構造調整臨時措置法（昭和30年8月10日法律第156号）
 - 旧石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和38年6月7日法律第97号）
 - 旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年8月1日法律第295号）
- ・ アルコール事業法（平成12年4月5日法律第36号）

【所掌事務】

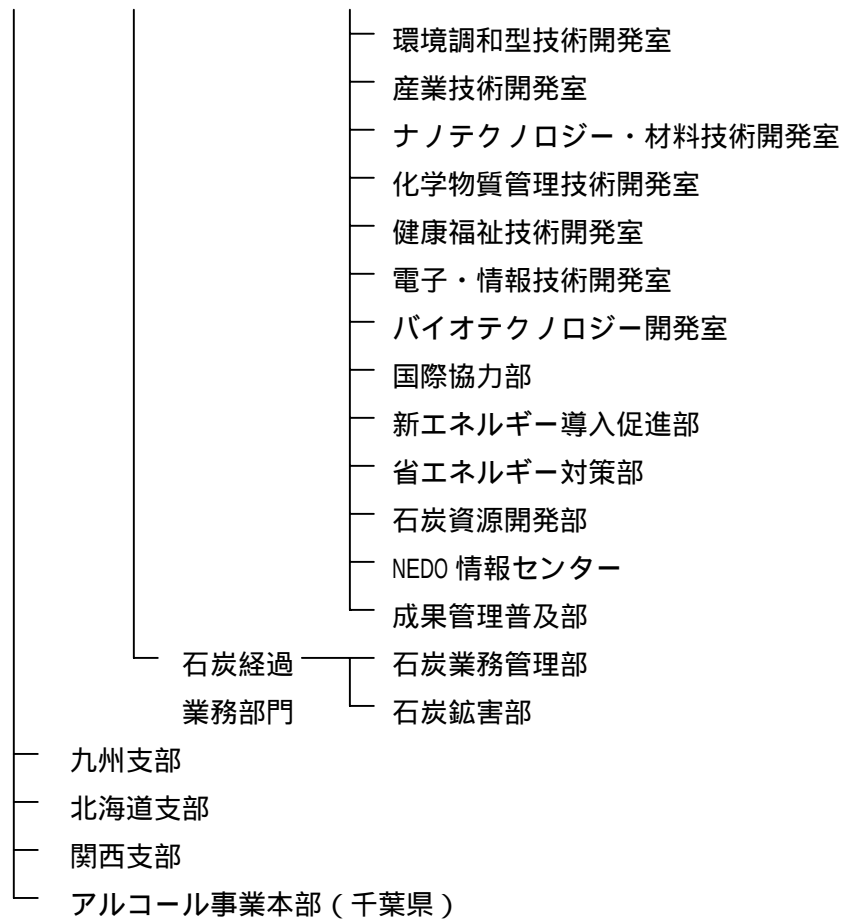
- (1) 石油代替エネルギーに関する技術の開発、地熱資源及び海外における石炭資源の開発に対する助成、石油代替エネルギーに関する技術の普及のための業務その他石油代替エネルギーの開発及び導入の促進のために必要な業務。
- (2) エネルギーの使用の合理化のための技術の開発、エネルギーの使用の合理化のための技術の導入に要する資金に充てるための補助金の交付、エネルギーの使用の合理化に関する情報の収集及び提供並びにエネルギーの使用の合理化のための技術に関する指導。
- (3) 認定事業者が認定利用計画に従って行う新エネルギー利用等に必要な資金に係る債

務の保証。

- (4) 政府等以外の者に委託して行う鉱工業基盤技術に関する試験研究の成果の普及、海外の鉱工業基盤技術に関する研究者の招へい、鉱工業基盤技術に関する情報の収集及び整理並びに提供、鉱工業基盤技術に関する調査。
- (5) 民間の産業技術に関する研究開発能力又は機構若しくはその出資に係る法人が整備した研究基盤施設を活用することによる産業技術の開発、その他産業技術の向上に寄与する業務。
- (6) 産業技術の実用化に関する研究開発であって福祉用具に係る技術の向上に資するものの助成、福祉用具に関する産業技術に係る情報の収集及び当該情報の提供その他の援助。
- (7) 産業技術に関する研究及び開発の助成、産業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修。
- (8) 石炭経過業務。
- (9) 鉱工業承継業務。
- (10) アルコールの製造、特定アルコールの販売、一般アルコールの販売。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部情報公開窓口

T E L 03 - 3987 - 9310

F A X 03 - 5992 - 2290

【その他】

平成15年10月1日独立行政法人化予定。

平成16年2月、神奈川県川崎市へ移転予定。

【機関等名】

国際観光振興会

【所在地等】

郵便番号 100-0006
所在地 千代田区有楽町2-10-1
T E L 03-3216-1901
F A X 03-3214-7680
U R L <http://www.jnto.go.jp/info/>

【設置根拠】

国際観光振興会法（昭和34年3月24日法律第39号）

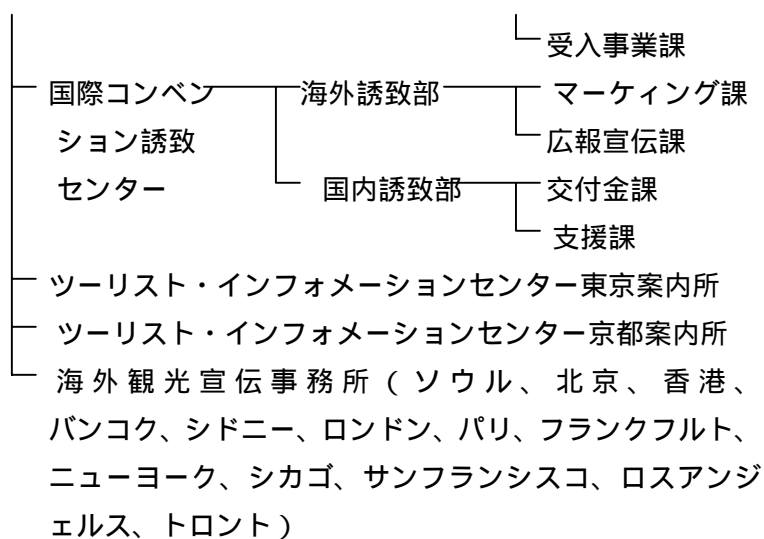
【所掌事務】

- (1) 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝。
- (2) 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営。
- (3) 通訳案内業法第5条の2第1項の規定により同法第3条の試験の実施に関する事務。
- (4) 日本人海外観光旅客に対し、旅行の安全に関し配慮すべき事項についての情報提供及び相談に応じた案内。
- (5) 国際観光に関する調査及び研究。
- (6) 国際観光に関する出版物の刊行。
- (7) (1)～(6)の業務に附帯する業務。
- (8) その他国際観光振興会の目的を達成するために必要な業務。
- (9) 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第11条に基づく事務。

【組織】



監事



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 03 - 3216 - 1901

F A X 03 - 3214 - 7680

【その他】

- ・シカゴ観光宣伝事務所を7月末に閉所予定。
- ・上海観光宣伝事務所を15年度内に開所予定。
- ・平成15年10月1日より、独立行政法人 国際観光振興機構へ組織変更。

【機関等名】

財団法人日本船舶振興会（日本財団）

【所在地等】

郵便番号 107-8404

所在地 港区赤坂1-2-2 日本財団ビル

T E L 0 3 - 6 2 2 9 - 5 1 1 1

F A X 0 3 - 6 2 2 9 - 5 1 1 0

U R L <http://www.nippon-foundation.or.jp/>

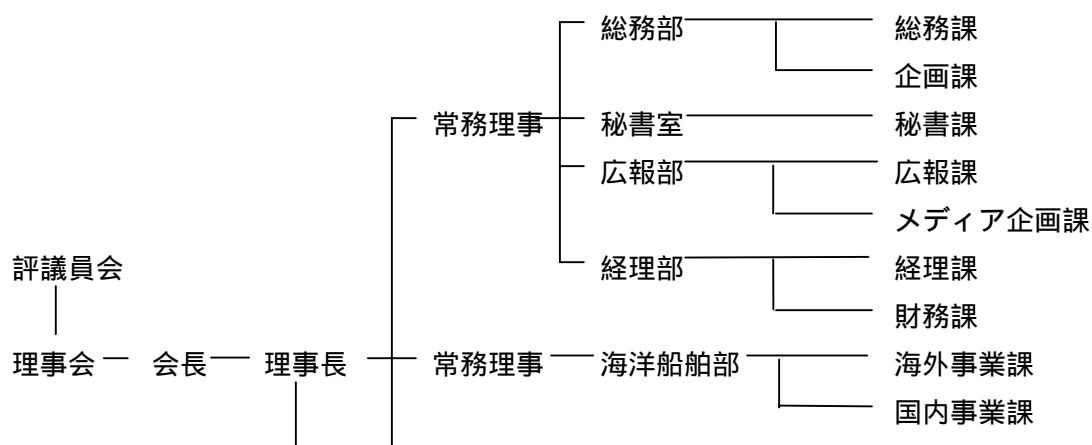
【設置根拠】

モーターボート競走法（昭和26年6月18日法律第242号）

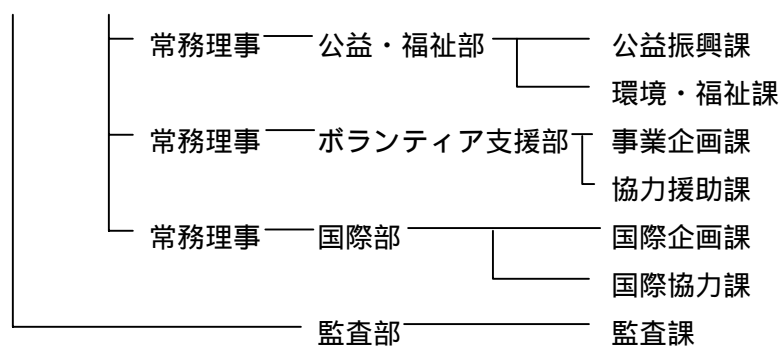
【所掌事務】

- (1) モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行なうこと。
- (2) モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。
- (3) (1)、(2)に掲げるものの外、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業の振興を図るため必要な業務。
- (4) 海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。
- (5) 上記の外、海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るため必要な業務。
- (6) モーターボート競走法第19条の規定による交付金の受入れを行なうこと。

【組織】



監事会



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 03 - 6229 - 5111

F A X 03 - 6229 - 5110

【機関等名】

日本勤労者住宅協会

【所在地等】

郵便番号 113 - 0033
所在地 文京区本郷1 - 32 - 3
T E L 03 - 3811 - 6261
F A X 03 - 3811 - 6269
U R L <http://www.kjk.go.jp/>

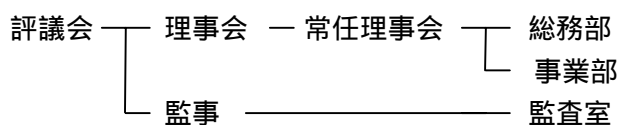
【設置根拠】

日本勤労者住宅協会法（昭和41年7月25日法律第133号）

【所掌事務】

- (1) 勤労者のための住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- (2) 勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- (3) 勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成と併せて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- (4) 協会が賃貸し、又は譲渡する住宅及び協会が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- (5) 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (6) 上記に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部
T E L 03 - 3811 - 6261
F A X 03 - 3811 - 6269

【その他】

特殊法人整理合理化計画において、民間法人化（民間法人化された特殊法人）が決定。
（平成15年10月1日施行）

【機関等名】

公害健康被害補償予防協会

【所在地等】

郵便番号 106 - 0032
所在地 港区六本木4 - 1 - 4 黒崎ビル
T E L 03 - 3586 - 1156
F A X 03 - 3224 - 9586
U R L <http://www.kouken.or.jp/>

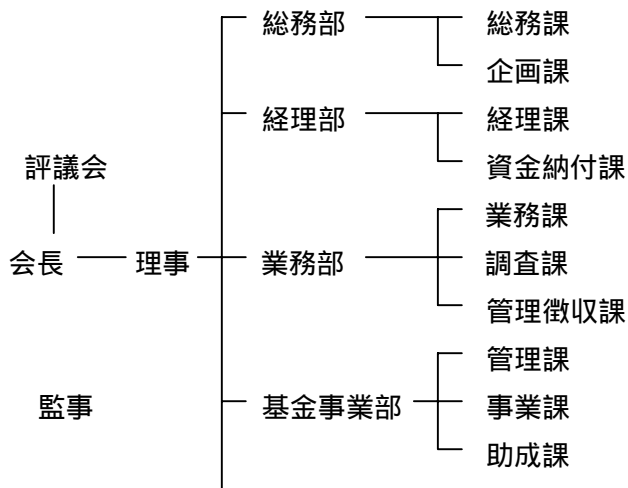
【設置根拠】

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年10月5日法律第111号）

【所掌事務】

- (1) ばい煙発生施設等設置者及び特定施設等設置者からの汚染負荷量賦課金及び特定賦課金の徴収。
- (2) 公害健康被害の補償等に関する法律第13条第2項の規定による支払。
- (3) 公害健康被害の補償等に関する法律第48条の規定による納付金の納付。
- (4) 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研修。
- (5) 大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練若しくは施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。）又は環境事業団に対する助成金の交付。
- (6) 上記に掲げる業務に附帯する業務。

【組織】



_____ 支部

【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部企画課

T E L 03 - 3586 - 6441

F A X 03 - 3224 - 9586

【その他】

- ・ 平成16年2月に川崎市へ移転予定。
 - ・ 平成16年4月「独立行政法人 環境再生保全機構」が設立され公害健康被害補償予防協会が所掌する業務が同法人に承継される予定。

【機関等名】

日本消防検定協会
・ 虎ノ門事務所

【所在地等】

本部

郵便番号 1 8 2 - 0 0 1 2
所 在 地 調布市深大寺東町 4 - 3 5 - 1 6
T E L 0 4 2 2 - 4 4 - 7 4 7 1
F A X 0 4 2 2 - 4 7 - 3 9 9 1

虎ノ門事務所

郵便番号 1 0 5 - 0 0 0 1
所 在 地 港区虎ノ門 2 - 9 - 1 6 日本消防会館 4 階
T E L 0 3 - 3 5 9 3 - 2 9 9 1
F A X 0 3 - 3 5 9 3 - 2 9 9 0

U R L <http://www.jfeii.or.jp/> （日本消防検定協会ホームページ）

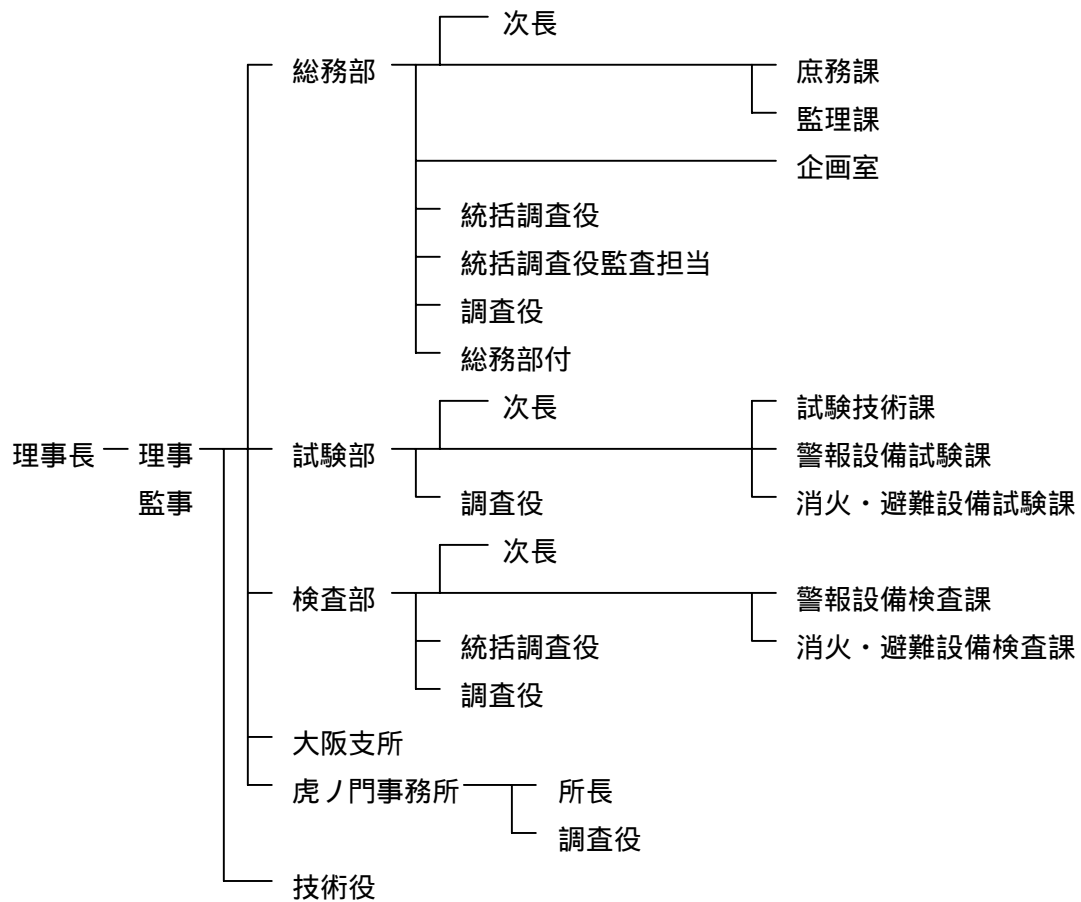
【設置根拠】

消防法（昭和 2 3 年 7 月 2 4 日法律第 1 8 6 号）

【所掌事務】

- (1) 消防法第 2 1 条の 3 の規定により検定対象機械器具等についての試験を行うこと。
- (2) 消防法第 2 1 条の 8 の規定により個別検定を行うこと。
- (3) 検定対象機械器具等に関する技術的な事項について総務大臣に意見を申し出ること。
- (4) 消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行うこと。
- (5) 消防の用に供する機械器具等の鑑定を行うこと。
- (6) 消防の用に供する機械器具等の適正な設置及び管理に関する講習を行うこと。
- (7) 上記の業務に附帯する業務を行うこと。
- (8) 上記にのほか、検定対象機械器具等についての試験及び個別検定並びに消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験等を行い、もつて火災その他の災害による被害の軽減に資するために必要な業務を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部庶務課

T E L 0 4 2 2 - 4 4 - 7 4 7 1

F A X 0 4 2 2 - 4 7 - 3 9 9 1

【機関等名】

消防団員等公務災害補償等共済基金

【所在地等】

郵便番号 105 - 0001
所在地 港区虎ノ門2 - 9 - 16 日本消防会館内
TEL 03 - 3595 - 0541
FAX 03 - 3581 - 7720
URL <http://www.syouboukikin.jp/>

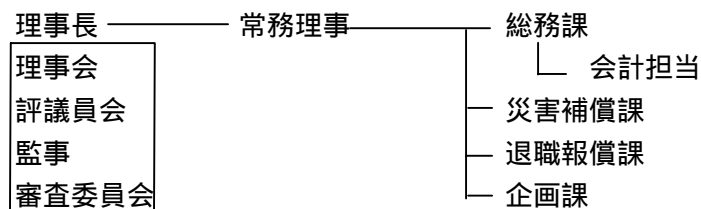
【設置根拠】

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年5月21日法律第107号）

【所掌事務】

- (1) 消防組織法第15条の7第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第36条の3第1項若しくは第2項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第34条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法第84条第1項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する責任共済事業。
- (2) 消防組織法第15条の8の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する責任共済事業。
- (3) 公務上の災害を受けた非常勤消防団員、非常勤の水防団長及び水防団員の社会復帰の促進、被災団員及びその遺族の援護。
- (4) 消防団員等の公務上の災害の防止に関する活動に対する援助等。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課
TEL 03 - 3595 - 0541
FAX 03 - 3581 - 7720

【機関等名】

高压ガス保安協会

【所在地等】

郵便番号 105 - 8447

所在地 港区虎ノ門4 - 3 - 9 住友新虎ノ門ビル

T E L 03 - 3436 - 6100

F A X 03 - 3436 - 5704

U R L <http://www.khk.or.jp/>

【設置根拠】

高压ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）

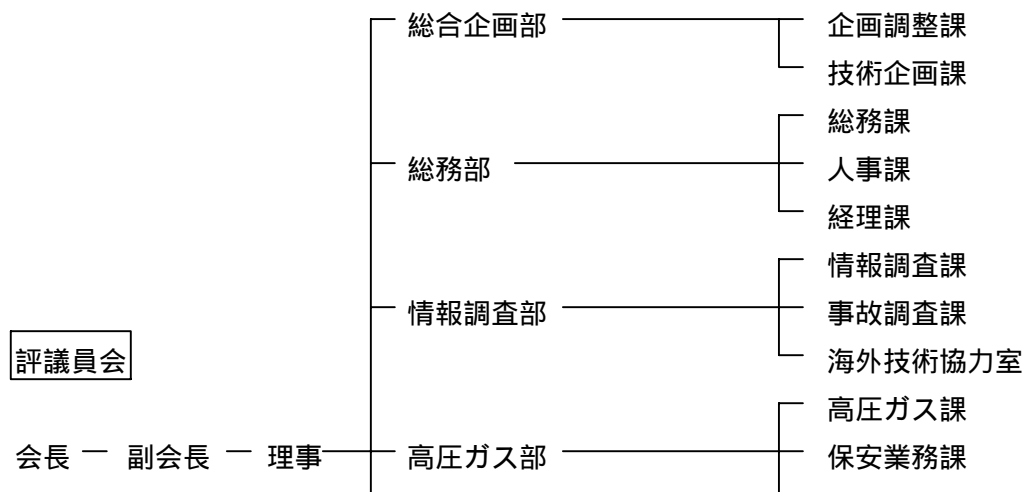
【所掌事務】

- (1) 高压ガスの保安に関する調査、研究及び指導並びに情報の収集及び提供を行うこと。
- (2) 高压ガスの保安に関する技術的な事項について経済産業大臣に意見を申し出ること。
- (3) 高压ガス保安法第27条の2第7項及び第31条第3項並びに液化石油ガス法第19条第3項、第37条の5第4項及び第38条の9の講習を行うこと。
- (4) 高压ガス保安法第20条第1項ただし書若しくは同条第3項第1号の完成検査、第22条第1項第1号の輸入検査、第35条第1項第1号の保安検査、第44条第1項の容器検査、第49条第1項の容器再検査、第49条の2第1項の附属品検査、第49条の4第1項の附属品再検査、第49条の23第1項の試験若しくは第56条の3第1項から第3項までの特定設備検査又は液化石油ガス法第37条の3第1項ただし書（液化石油ガス法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の完成検査若しくは液化石油ガス法第37条の6第1項ただし書の保安検査その他高压ガスの保安に関し必要な検査を行うこと。
- (5) 高压ガス保安法第39条の7第1項（第39条の8第2項において準用する場合を含む。）第39条の7第3項（第39条の8第3項において準用する場合を含む。）第49条の8第1項（第49条の9第2項又は第49条の31第2項において準用する場合を含む。）又は第56条の6の5第1項（第56条の6の6第2項又は第56条の6の22第2項において準用する場合を含む。）の調査を行うこと。
- (6) 高压ガス保安法第56条の6の14第2項の特定設備基準適合証の交付を行うこと。
- (7) 指定設備の認定を行うこと。
- (8) 液化石油ガス法第2条第6項の液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。
- (9) 液化石油ガス法第27条第2項の保安機関となるのに必要な技術に関する指導を行う

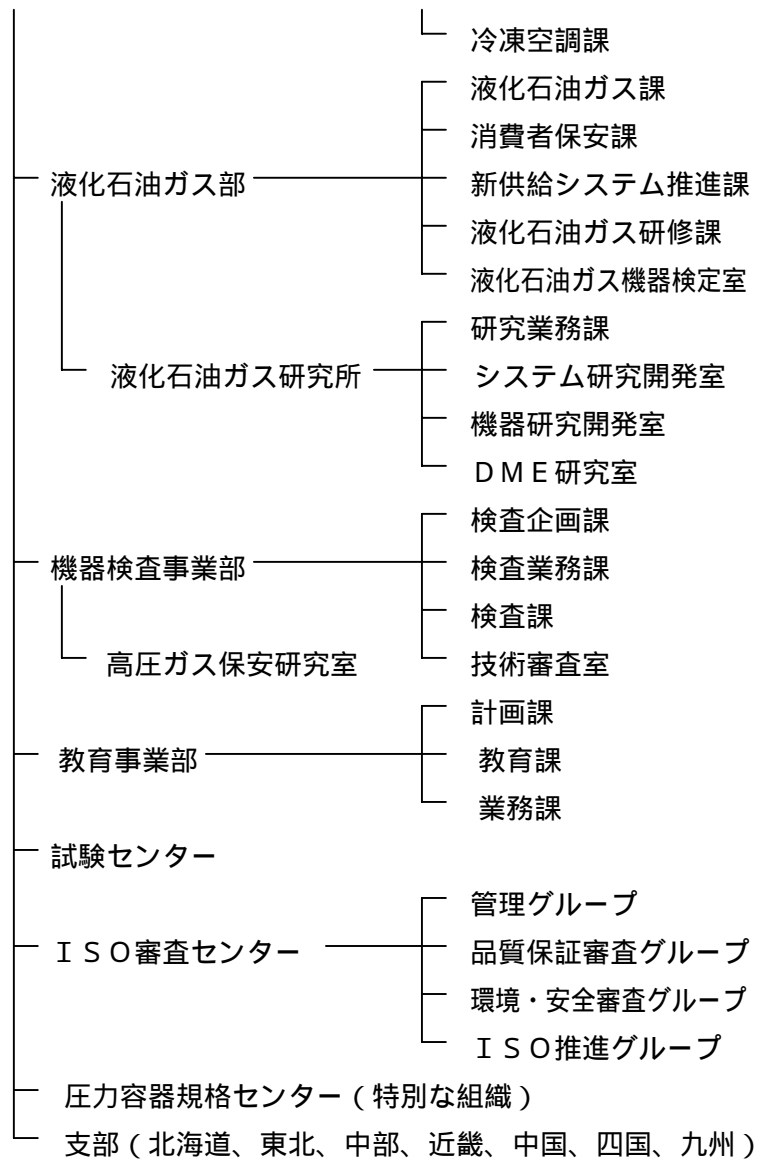
こと（国の委託により行うものを含む。）

- (10) 高圧ガス保安法第29条の2第1項若しくは第31条の2第1項又は液化石油ガス法第38条の4の2第1項若しくは液化石油ガス法第38条の6第1項の規定により、免状交付事務若しくは試験事務又は液化石油ガス法第38条の4の2第1項の免状交付事務若しくは液化石油ガス法第38条の6第1項に規定する液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務（以下「試験事務等」という。）を行うこと。
- (11) 高圧ガスの保安に関する教育を行うこと。
- (12) 上記の業務に附帯する業務。
- (13) 上記のほか、高圧ガス保安法第59条の2の目的を達成するために必要な業務。
- (14) 上記のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、経済産業大臣の認可を受けて、高圧ガスの保安に関する業務を行うために有する機械設備又は技術を活用して行う検査・試験等の業務その他協会が行うことが適切であると認められる業務。
- イ 協会が有する機械設備又は技術を活用して行う設備、機器等の検査、検定試験等
- ロ 高圧ガスの保安に関連する業務を実施する法人への出資及び出捐
- ハ 高圧ガスの保安に関する技術的事項についての外国からの依頼に基づく調査、研究、指導並びに情報の収集及び提供
- ニ 高圧ガス設備製造者その他の者の有する品質システムの審査及び登録
- ホ 高圧ガス設備製造者その他の者の有する環境マネジメントシステムの審査及び登録
- ヘ 高圧ガス設備製造者その他の者の有する労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び登録
- ト ガス事業法に規定する特定ガス工作物の使用前検査
- チ 上記イからトに掲げるもののほか、協会が行うことが適切であると認められた業務

【組織】



監事



【機関等名】

日本電気計器検定所

【所在地等】

郵便番号 108-0023
所在地 港区芝浦4-15-7
T E L 03-3451-1181
F A X 03-3451-1364
U R L <http://www.jemic.go.jp/>

【設置根拠】

日本電気計器検定所法（昭和39年7月4日法律第150号）

【所掌事務】

- (1) 電気計器（これとともに使用される変成器を含む。）について、計量法第16条第1項第2号イの検定、同条第2項の変成器付電気計器検査、同法第76条第1項、第81条第1項又は第89条第1項の承認、同法第91条第2項の検査、同法第102条第1項の基準器検査及び同法第135条第1項の特定標準器による校正等を行うこと。
- (2) 依頼に応じ、電気の標準器又はその他の電気計器の試験を行うこと。
- (3) 電気計器に関する技術的な事項に関し、調査及び研究を行うこと。
- (4) 上記の業務に附帯する業務。
- (5) 上記のほか、日本電気計器検定所法第1条の目的を達成するために必要な業務

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務グループ
T E L 03-3451-1181
F A X 03-3451-1364